平成２６年１２月定例会

# 中 川 村 議 会 会 議 録

中 川 村 議 会

平成２６年１２月中川村議会定例会議事日程（第１号）

平成２６年１２月８日（月）　午前９時００分　開会

| | | |
|---|---|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 承認第１号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>〔平成 26 年度中川村一般会計補正予算（第４号）〕 |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 中川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 中川村特定家庭教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 | 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 8 号 | 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 9 号 | 調停の申し立てについて |
| 日程第 14 | 議案第 10 号 | 伊南行政組合の共同処理する事務の変更及び伊南行政組合規約の変更について |
| 日程第 15 | 議案第 11 号 | 伊南行政組合の財産処分について |
| 日程第 16 | 議案第 12 号 | 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について |
| 日程第 17 | 議案第 13 号 | 上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について |
| 日程第 18 | 議案第 14 号 | 平成 26 年度中川村一般会計補正予算（第５号） |
| 日程第 19 | 議案第 15 号 | 平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第 20 | 議案第 16 号 | 平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第 21 | 議案第 17 号 | 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第 22 | 議案第 18 号 | 平成 26 年度中川村水道事業会計補正予算（第３号） |
| 日程第 23 | 一　般　質　問 | |
| | ３番　　松　澤　文　昭 | |

（１）地域まるごと農業公園構想による農業・地域の活性化対策について
（２）ふるさと納税の活用による農産物・特産物の販売拡大について
（３）鳥獣被害対策の取組強化について

９番　　山　崎　啓　造
（１）村の将来像を見据えた行政運営は。

７番　　小　池　　厚
（１）第２回道路メンテナンス会議を受けた、今後の村の対応について
（２）第５次総合計画第７章「産業の振興」第４節「工業」の到達点と今後について
（３）リニア新幹線建設に係る道路整備について

６番　　柳　生　　仁
（１）道路改良整備について
（２）高齢者、生活弱者支援について

出席議員（１０名）

| | |
|---|---|
| １番 | 高　橋　昭　夫 |
| ２番 | 湯　澤　賢　一 |
| ３番 | 松　澤　文　昭 |
| ４番 | 鈴　木　絹　子 |
| ５番 | 中　塚　礼次郎 |
| ６番 | 柳　生　　仁 |
| ７番 | 小　池　　厚 |
| ８番 | 大　原　孝　芳 |
| ９番 | 山　崎　啓　造 |
| 10番 | 村　田　　豊 |

説明のために参加した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 曽　我　逸　郎 | 副村長 | 河　﨑　　誠 |
| 教育長 | 下　平　達　朗 | 総務課長 | 福　島　喜　弘 |
| 会計管理者 | 中　平　千賀夫 | 住民税務課長 | 菅　沼　元　臣 |
| 保健福祉課長 | 中　平　仁　司 | 振興課長 | 富　永　和　夫 |
| 建設水道課長 | 米　山　正　克 | 教育次長 | 座光寺　悟　司 |

職務のために参加した者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 米　山　恒　由 |
| 書　　記 | 松　村　順　子 |

# 平成２６年１２月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成２６年１２月８日　午前９時００分　開会

○事務局長　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）

○議　　長　おはようございます。（一同「おはようございます」）

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年１２月中川村議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりであります。

ここで村長のあいさつをお願いをいたします。

○村　　長　平成26年12月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え何かとご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。

ことしを振り返ると、実に災害の多い年でありました。

特に長野県においては、７月に南木曽町で土石流災害によって中学生の尊い命が失われ、９月には御嶽山の爆発で57名という多くの方が亡くなられ、６名が行方不明のまま春まで捜索を中断せざるを得ない状況になっております。また、先月には、県北部で神城断層地震が発生し、多くの建物が崩壊するなどしました。これら災害で亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、被害に遭われた皆さんの日常生活が一日も早く復旧すること、また、観光など地元の産業の早期の回復を期待するところであります。

神城断層地震では、幸いにも亡くなられた方はおらず、地域住民の相互の助け合いの力が発揮された結果だと評価をされました。このような報道に触れるにつけ、中川村においても現在の各地区のみんなで支え合いながら地域を守り育てていく体制をいかに維持できるか、このことが大切な問題だと痛感いたします。

その一方で、米価の大幅な下落や水面下で交渉が進められていると思われるＴＰＰの動向、円安に伴う資材価格の上昇など、日本の農山村の全体には不安な影が差しています。

第５次総合計画後期計画策定のため、地区懇談会では、議員各位もご参加をいただき、村民の皆さんからのさまざまな意見に耳を傾けていただきました。

また、今週日曜日には総選挙も予定されています。

日本の進むべき方向について改めて深くじっくりと考える必要があるのではないかと感じる次第です。

さて、本定例会に提案申し上げる案件は、専決処分の報告など報告が２件、衆議院選挙に伴う一般会計補正予算（第４号）に関する専決処分の承認が１件、一般会計補正予算（第５号）を初めとする補正予算案件５件を含んで、議案は18件であります。

慎重なご審議をお願い申し上げ、定例議会開会のあいさつといたします。

○議　　長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第 120 条の規定により、５番　中塚礼次郎議員及び６番　柳生仁議員を指名をいたします。

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催をして協議しております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長　過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

まず会期ですが、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、12 月８日から 12 日までの５日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第１号及び議案第１号から議案第８号までの条例案件並びに議案第９号から議案第 13 号までの一般議案等につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

次に、議案第 14 号から議案第 18 号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

９日は午前９時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

10 日は委員会の日程とします。

11 日は議案調査とします。

最終日の 12 日は、午前９時 30 分から本会議をお願いし、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、追加議案がありましたら、当日の日程でお知らせし、上程、提案理由の説明から採決までをお願いする予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円満な議会運営ができますようここにお願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議　　長　お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から 12 日までの５日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 日までの５日間と決定をいたしました。

日程第３　諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査及び定期検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんをいただき、ご了承を願います。

次に、去る９月定例会において可決された「手話言語法」制定を求める意見書、集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し閣議決定に基づく法整備を行わないよう国に求める意見書、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書、国に対し、消費税率10％への増税中止を求める意見書、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する意見書、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書、リニア中央新幹線計画に関わる地元市町村及び関係自治体として中川村を認めることを東海旅客鉄道株式会社に強く求める要望書につきましては、内閣総理大臣を初め各関係機関に提出しておきましたので、ご了承を願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、本定例会に提出された議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、了承を願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第１号及び報告第２号について報告を求めます。

なお、報告第２号は中川観光開発株式会社の経営状況についての報告としていただきますが、後ほど時間をとり、細部については説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

報告を求めます。

報告第１号。

○教育次長　それでは報告第１号をご説明申し上げます。

報告第１号　専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分したので同条第２項の規定により報告します。

平成26年12月８日提出。

中川村長　曽我逸郎。

裏面をごらんください。

専決第10号　専決処分書。

地方自治法第180条第１項の規定により議会において指定されている事項について次のように専決処分をしたものでございます。

平成26年10月１日専決。

中川村長　曽我逸郎。

内容でありますが、損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

中川文化センター敷地内の管理にかかわる損害賠償の額を次のように決定し、和解する。

和解につきましては、去る10月１日でございます。

１、事故発生日時、平成26年９月24日、午前10時40分ごろ。

２、事故発生場所、中川村片桐4757番地、中川文化センター敷地内でございます。

３、相手方、　　様、被害車両、軽自動車でございます。

４、事故の概要でありますが、上記場所において中川村教育委員会の用務員が道路側に張り出している立木の枝の伐採作業中、落下した枝が駐車場に駐車してあった被害車両に当たりリアガラスが破損したものでございます。物損事故でございました。

５、損害賠償額、15万6,489円。

なお、本件の原因でありますが、周囲の安全を確保せず作業を行ったことによるものでございます。

今回の事故を重く受けとめ、再発防止に徹底して取り組んでまいる所存でございます。

○議　　長　報告第２号。

○振興課長　それでは、報告第２号　中川観光開発株式会社の経営状況について、中川観光開発株式会社の第44期営業報告及び決算並びに第45期事業計画について、地方自治法、昭和22年法律第67号第243条の３第２項の規定により別紙のように報告します。

平成26年12月８日提出。

中川村長　曽我逸郎。

本件は地方自治法の規定に基づき第三セクターである中川観光開発株式会社の第44期の営業報告及び決算並びに第45期の事業計画について報告をするものでございます。

１ページ以降、詳細については、また席を改めてご説明をいたしますが、第44期は、いわゆるアベノミクスの金融財政政策により大企業や輸出関連企業など一部では業績の持ち直しなどが見られるものの、中小企業の業績回復のおくれや実体経済との隔たり感、加えて、４月、消費税増税の影響などから、一般国民の消費は伸び悩んでいる状況にあり、こうした状況の中で、中川観光開発株式会社の第44期決算は、総売上で1億5,827万円、前年比99.5%、経常利益は574万円のマイナスとなり、前期に続き２期連続の赤字決算となっております。

事業報告にございますように、コスト削減の努力をする一方で、ことし２月の大雪による予約のキャンセルや消費税増税後の大幅な売り上げ減、また、電気料、燃料費等の値上げによる経費の増などが主な要因となっております。

第45期においては、引き続き経費削減に努力するとともに、積極的な営業活動を展開して増収を図り、業績の回復に努めていく方針が９月29日に開催されました株主総会で確認がされております。

村といたしましても、この施設が村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からのご支援をお願いを申し上げ、この場での説明とさせていただき、詳細につきましては、席を改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長　以上で諸般の報告を終わります。

日程第４　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて

〔平成 26 年度中川村一般会計補正予算（第４号)〕

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○副 村 長　専決第 12 号　平成 26 年度中川村一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして平成 26 年 12 月１日に専決処分をしたものであります。

今回の補正は、平成 26 年 12 月２日公示、12 月 14 日投開票日の衆議院議員選挙の費用で、11 月 21 日の解散から日にちが少なく、早急に対応する必要があったことから専決処分をしたものであります。

補正予算（第４号）をごらんください。

予算の総額に 490 万円を追加し、予算の総額を 34 億 9,390 万円とするものであります。

内容につきまして、５ページをお開きください。

２　歳入でありますが、16 款　国庫支出金で衆議院議員総選挙費委託金 485 万円であります。

６ページであります。

22 款　諸収入は預金利子で、5 万円で収支の調整を行うものであります。

７ページ、歳出でありますが、２款　総務費で衆議院議員総選挙費 486 万 7,000 円であります。報酬から８ページの備品購入費まで選挙の費用に必要な費用を計上したところであります。

９ページをごらんください。

14 款　予備費で収支の調整をしたものでございます。

以上、よろしく承認いただきますようお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより承認第１号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、承認第１号は承認することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

日程第５　議案第１号から日程第７　議案第３号の３件につきましては、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　異議なしと認めます。よって、

日程第５　議案第１号　中川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第６　議案第２号　中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第７　議案第３号　中川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

以上の３議案を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長　それでは、第１号議案から第３号について説明させていただきます。

本３案は、来年４月に施行となります子ども子育て支援新制度において、市町村が条例で基準等を定める必要がある事項について、中川村として、これを定めるものです。

去る10月30日の議会全員協議会におきまして概要を説明させていただいておりますので、この場では要点を絞って説明させていただきます。

まず、議案第１号の中川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。

子ども子育て支援新制度は、新たな時代育成の支援のため、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供とともに地域の実情に応じた子ども子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブもその一つとして位置づけられております。そして、放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども子育て関連３法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブ、法律上は放課後児童健全育成事業となりますが、その設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなりました。

中川村では国の基準に従って定めてまいります。

なお、放課後児童健全育成事業は市町村への届け出制で、事業者は、この条例を順守することが義務づけられます。

条例の内容ですが、第５条において一般原則を掲げ、第９条　設備の基準で専用区画の面積は児童１人につきおおむね1.65㎡以上とすること、第10条　職員は２名以

上を配置し、うち１人は有資格者、児童の集団の規模はおおむね 40 人までとすること、第 18 条　開所時間及び日数で年間 250 日以上を原則とし、開所時間は、平日は１日３時間以上、休日は１日８時間以上を原則とすること、そのほか、第６条で非常時災害対策、第 12 条で虐待等の禁止、第 19 条、第 20 条で保護者、小学校等との連携、第 21 条　事故発生時の対応等を規定いたします。

なお、現在、当村で運営しております児童クラブは、この条例の基準を満たしております。

次に、議案第２号　中川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例です。

この条例につきましては、10 月の全員協議会では題名の家庭的保育事業等の部分を地域型保育事業として説明いたしました。どちらも法律上の意味としては同じ事柄を指すものですが、この条例を制定する直接的な根拠法令である児童福祉法上の表記に準じて家庭的保育事業等といたしました。

子ども子育て支援新制度では、家庭的保育や小規模保育などの事業が児童福祉法によって市町村の認可事業となり、市町村は省令で定める基準を踏まえて条例で認可の基準を定めることとなります。本案は、この家庭的保育等の設備及び運営に関して基準を定めるものです。

中川村では、基本的に国の基準に従って定めてまいります。

家庭的保育事業等は、施設よりも小規模の単位で、原則として２歳までの子どもを預かる事業で、４つの類型があり、条例では、この類型を各章に分けて体系化しております。

条例の内容ですが、まず、第１章におきまして一般原則、保育所等との連携、非常災害、職員の一般要件、食事、内部の規定等の総則について定めます。

第２章で家庭的保育事業、第３章で小規模保育事業、第４章で居宅訪問型保育事業、第５章で事業所内福祉事業について、それぞれ設備の基準、職員、保育時間等について定めます。

第 22 条からの家庭的保育事業では、専用の部屋の面積を最低 9.9 ㎡以上、乳幼児１人当たり 3.3 ㎡以上とし、保育者１人当たりの乳幼児数は３人以下で、補助者がある場合は５人以下とします。

27 条からの小規模保育事業は、定員が６人～19 人の事業ですが、保育所に準じた設備のＡ型、Ａ型の職員基準を緩和したＢ型、家庭的保育事業の拡張版的な定員 10 人以下のＣ型に区分されます。

保育室の面積基準は、基本的には乳幼児１人当たり 3.3 ㎡以上で、職員は保育所に準じた配置基準になります。

37 条からの居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする乳児、幼児の居宅において行うものですので、設備、面積の基準は設けません。

42 条からの事業所内保育事業については、基本的に保育所に準じた設備、面積、職員数を要件とします。

また、施設の定員に応じて事業所内の従業員以外の地域の子どもを受け入れる枠を設けます。

保育時間は、各類型に共通して原則１日８時間とします。

なお、この条例で認可する具体的事業は、現在、当村では想定しておりません。

続きまして、議案第３号　中川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例です。

子ども子育て支援新制度で新たに制定された子ども子育て支援法では、議案第２号で説明いたしました家庭的保育事業等を地域型保育事業と規定して、これまでも公費が投入、負担されてまいりました保育所などの施設型サービスに加えて新たに公費を投入することとなります。この公費の投入のことを子ども子育て支援法では子どものための教育・保育給付と表現し、第一義的には子どもの保護者に支給することとなっていますが、公費が確実に子どもの保育に充当されることを担保するため、保育事業者に直接支給できる仕組み、いわゆる法定代理受領となっています。この給付は市町村が行いますが、市町村は事業者が給付対象として適切であることを確認するよう子ども子育て支援法で定められております。この確認を受けるためには、いわゆる認可基準を満たすのは当然のこと、市町村が省令で定める基準を踏まえて条例で定める運営基準を満たすことが必要になります。そして、確認を受けた施設事業には特定という冠がつき、特定教育・保育施設、あるいは特定地域型保育事業と称されるようになります。本案は、この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

条例の内容ですが、まず、第１章におきまして定義、一般原則を総則として定めます。

第４条からの第２章では、施設型給付の対象である幼稚園、認定こども園、保育所について特定教育・保育施設として、第 37 条からの第３章では地域型保育給付の対象である家庭的保育事業等について特定地域型保育事業として、それぞれ利用定員、利用開始に伴う基準、教育、保育の提供に関する基準、管理、運営に関する基準及び特例給付に関する基準を規定します。

中川村では、いずれも国の基準に従って定めております。

なお、この条例で確認する具体的事業は、現在、当村では想定しておりません。

以上、議案第１号から第３号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○６　　番　（柳生　　仁）　ちょっとわかりにくいんで教えてもらいたいんですが、第１号の、これは 13 条の必要な医療品とその他医療品っていうふうに書いてあるんで、その違いを教えてください。

○保健福祉課長　必要な医療品につきましては、ちょっと、今、ここで、ちょっと詳しい条例についてお答えしかねる――手元に資料がございませんのでお答えしかねるわけですけれど

も、緊急時に、すぐに生命等に影響が及ぶことに対応するための最低限必要な医薬品ということとを想定したものであります。その他の医療品については、軽微な負傷等に備えるということでありまして、今、ここで、ちょっと具体的に何か申し上げにくいんですけれども、重要度の違いといいますか、そういったふうに、規定上、区分をしたものでございます。

○議　　長　ほかに質疑はありませんか。

○６　　番　（柳生　　仁）　次に、議案第２号で５条の３番と４番ですが、みずから、これは、保育の質の評価っていう仕組みを、定期的に外部の者による評価っていうのをどのようにされていくのか確認しておきたいと思います。

○保健福祉課長　保育の質の評価に関するご質問っていうことだと思いますけれども、みずから行う保育の質に関しては、ここの条例にあるものに準じているかどうかということ、それから、保育の一般的な事項に関して、いわばセルフチェックというか、みずから評価をいただくということで、特段、それ以上の深い意味はないと思われます。

ただ、外部からの、定期的に外部の者により評価を受けてというのは、これは努力義務でありますけれども、いわゆる自己点検のほかに外部監査を受けるということを努力義務として課しているものでありまして、理想的には、行政が適するのか、ほかの第三者機関が適するのか、そこまでの具体的な検討は、まだ、しておりませんが、自己点検と努力義務としての外部監査の両面からチェックをしてほしいと、そういう趣旨の規定であります。

○議　　長　暫時休憩とします。

［午前９時３５分　休憩］

［午前９時３９分　再開］

○議　　長　会議を再開します。

○保健福祉課長　ただいま、先ほど答弁いたしました内容について議案の一部訂正をお願いをいたしたいというふうに思います。

議案第１号で、議員、ご指摘にありました第13条における、第13条第３項における必要な医療品、その他の医療品に関する部分のところでございますが、必要な医療品とありますのは必要な医薬品の誤りであります。口頭になりますが、この場で議案の訂正をお願いをいたしたいと思います。

○議　　長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第１号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に議案第２号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に議案第３号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第８　議案第４号から日程第 10　議案第６号の件につきましては、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　異議なしと認めます。よって、

日程第８　議案第４号　中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議案第５号　中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10　議案第６号　中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の３議案を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○総務課長　それでは議案第４号につきまして説明させていただきます。

例規集は第１巻 781 ページからです。

提案理由は、人事院は、本年８月７日、国家公務員の給与改定などについて政府に勧告を行いました。俸給表の水準の引き上げとボーナスの引き上げは、ともに７年ぶりとなるものです。

勧告の概要は、１つ、民間給与との交差等に基づき給料表を平均 0.3%、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定する、２つ、昨年８月から本年７月までの直近一年間の民間のボーナスの支給実績から期末勤勉手当の支給月数を年間で 0.15 月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分する、３つ、通勤手当の交通用具、マイカー等ですけれども、使用者にかかわる通勤手当について民間の支給状況を踏まえ使用距離に応じて 1,000 円から 7,100 円までの幅で引き上げる、以上は実施時期を平成 26 年４月１日とするものです。

このほか、今回の人事院勧告では、新たな気象データに基づき寒冷地手当の支給地域の見直しが行われ、当村は、従来、寒冷地手当の支給地域としては最も低い４級地とされていましたが、支給地域から外されました。

次に、民間賃金の低い地域における官民給与の実情により適切に反映するための見直し、官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準の見直し、公務組織の特性、円滑な人事運用の要請を踏まえ、諸手当の見直しといったこれらの課題に対応するため、俸給表、給料表ですけれども、それから諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しも勧告され、１つとしまして、１級の全号俸及び２級の下位号俸を除き、平均２％の引き下げ、２つ目としまして、当村は対象外ですが、都市部に勤務する公務員の民間との格差を是正するために支給されている地域手当の級地区分、支給割合、支給地域の見直し、３つ目としまして、手当の見直しとして、管理監督職員が災害への対処等、緊急の必要により平日深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給等であります。寒冷地手当の支給地域の見直し、給与制度の総合的見直し、管理監督特別勤務手当は実施時期を平成27年４月１日とするものです。

国におきましては既に人事院勧告に従って給与関係法の改正が行われており、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うため本案を提出するものですが、今回、提出させていただいた職員の給与に関する条例の一部改正は平成26年４月１日から適用するもののみでありまして、平成27年４月１日から適用するものにつきましては平成27年３月定例議会に提出させていただきますのでご了承願います。

また、通勤手当につきましては、従来から村独自の額となっており、今回の人事院勧告の額とは大差ないため、改正は行いません。

改正内容ですけれども、例規集第１巻797ページにあります第27条第１項第１号では一般の職員及び特定幹部職員の勤勉手当の支給率をそれぞれ100分の15引き上げ、同項第２号では再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の５引き上げるものです。

例規集第１巻802ページにあります附則第８項では、現在、55歳以上の６級職員については、本来の給与から 1.5%を削減する給料の抑制を行っておりますが、期末手当においても同様の措置を行っており、今回の勤勉手当の支給率の引き上げに合わせて減額率を改正するものです。

給料表の改定につきまして例規集第１巻811ページにあります行政職給料表を議案書のように改めるものです。

以上、平成26年４月１日から適用するものです。

続きまして議案第５号につきまして説明させていただきます。

例規集は第１巻703ページからです。

提案理由は、人事院勧告に従って一般職の職員の給与改定を提案させていただいておりまして、議員の皆様の期末手当も同様に改正を行うため本案を提出するものです。

改正内容ですが、例規集第１巻704ページにあります第５条第２項の期末手当について12月の支給率を100分の15引き上げるもので、平成26年４月１日から適用するものです。

議案第６号につきまして説明させていただきます。
例規集は第１巻 721 ページからです。
提案理由は、人事院勧告に従って一般職の職員の給与改定を提案させていただいており、村長、副村長及び教育長の期末手当も同様に改正を行うため本案を提出するものです。
改正内容ですが、第２条第２項の期末手当について 12 月の支給率を 100 分の 15 引き上げるもので、平成 26 年４月１日から適用するものです。
以上３件でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。
これより採決を行います。
初めに議案第４号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。
次に議案第５号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。
次に議案第６号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。再開は 10 時といたします。訂正します。再開は 10 時５分といたします。
［午前　９時５３分　休憩］
［午前１０時０５分　再開］

○議　　長　会議を再開いたします。
ここで議事日程の中で訂正がありますので報告いたします。

○事務局長　議事日程第（第１号）の中で日程第 22　議案第 18 号　平成 26 年度中川村水道事業会計補正予算（第２号）となっておりますが、補正予算（第３号）ですので３号に訂

正をお願いいたします。

○議　　長　日程第 11　議案第７号　中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長　それでは第７号議案について説明させていただきます。

例規集は２巻の 781 ページからになります。

本案は、被用者保険の保険者が支給する出産一時金について定めた健康保険法施行令が改正されたことに準じて村の国民健康保険の出産一時金についても増額の改正をするものです。

ただし、医療機関等における出産の場合の出産一時金の支給実額は現行どおり 42 万円といたします。

条例の改正箇所は第８条です。今回の制度改正は、分娩に関連して重い脳性まひを発症した子どもを対象に補償金が支払われる産科医療補償制度の見直しとあわせて行われるものです。健康保険法施行令では医学的管理のもとにおける出産である場合には、出産一時金に 3 万円を限度として加算ができると定めており、国民健康保険条例でも同様に規定をしております。この加算の規定は、出産を取り扱う医療機関等が産科医療補償制度に加入する場合に、その掛け金が出産費用に含まれることによって実質的に被保険者の負担となることにかんがみて設けられているものですが、この制度に多額の余剰金が生じていることから、来年、平成 27 年１月から掛け金が１分娩当たり現在の 3 万円から 1 万 6,000 円に引き下げられることになりました。これに伴って国では加算分を含めた出産一時金支給実額の減額が検討されましたが、結果として現在の支給実額である 42 万円を維持するということとなりました。具体的には、出産一時金の本則の額を 39 万円から 40 万 4,000 円に増額する一方、加算額を産科医療補償制度の掛け金と同額の 1 万 6,000 円に減額して、合計の支給実額を 42 万円のままとするものであります。

市町村の条例の改正におきましては、厚生労働省の通知によって出産一時金の額の改定のみとして、加算の限度額である 3 万円の規定はそのままとしながら、加算する額は 1 万 6,000 円を基準として運用するように要請をされておりますので、当村の条例改正と運用もこれに従って行うことといたします。

なお、ただいま説明申し上げましたところが２枚目の条例改正の概要で図示をしたものでございます。左側、改正前 42 万円の構造が出産一時金 39 万円に産科医療補償制度の掛け金分として限度額目いっぱいの 3 万円を加算しますと 42 万円の支給額となっているものであります。それを、出産一時金、本則額は 40 万 4,000 円に増額をいたしまして、加算の限度額については改正をいたしません。したがいまして、全体の総額、限度額目いっぱいとしますと、若干、枠が広がるわけですが、掛け金の額が 1

万6,000円に下がりますので、実際に加算する額は1万6,000円にとどめるということによって改正前と同額の 42 万円の支給となるように改正と運用をするというものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

日程第 12　議案第８号　中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○総務課長　それでは議案第８号につきまして説明させていただきます。

提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が改正されたため消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもので、本案を提出するものであります。

例規集第２巻 1721 ページからです。

附則第５条で他の法律による給付との調整を規定しており、第７項では児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、福祉手当との調整を規定しており、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により児童扶養手当法の引用条項が改められたため改正するもので、平成 26 年 12 月１日から適用するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

日程第 13　議案第９号　調停の申し立てについて

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○総務課長　議案第９号につきまして説明させていただきます。

提案理由は、牧ヶ原文化公園駐車場土地使用の賠償金等につきまして司法の判断にゆだねるため伊那簡易裁判所へ調停の申し立てを行おうとするもので、地方自治法第 96 条第１項第 12 号の規定により議会の議決を求めるため本案を提出するものです。

調停の相手方は、　　氏、調停の申し立ての趣旨は、牧ヶ原文化公園の駐車場を確保するため相手方の所有する土地の買収交渉を行ったところ、代替地の確保を条件に買収に応じる回答を得ました。これにより村では代替地を探しましたが、適当な代替地が確保できないまま相手方の所有する土地を駐車場として使用してきました。再度、金銭による売買を相手側に申し出たところ、賃貸借ならば応じるとの回答をいただき、平成 26 年４月１日付で賃貸借契約を締結しましたが、それ以前の土地使用に対する賠償金等について適正な額の司法判断を仰ぐものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○８　　番　（大原　孝芳）　この件に関しましては、以前、全協のほうで説明いただきましたので、特段、問題はないと思うんですが、ちょっと、私、今、気づいたんですが、提案理由の中でですね、土地使用の賠償金っていう言葉を使っているわけですが、賠償金っていう、その言葉はですね、やっぱり、何ていうんですか、どちらかに過失があるというような使い方をされているときに用いるかと思うんですよね。過失が生じていると、ですので、今回、村側と宮澤さんとの間の中では、そういった賃貸借のあれはなかったわけなんですけれど、その言葉の使い方としてですね、その賠償金請求っていう、そういう言葉の使い方っていうのは、まあ、弁護士さんを通じているから、特段、問題がないかと思うんですが、その使い方として、この賠償金っていう言葉の定義がですね、適当かどうかっていうことが、ちょっと、私、今、思ったんですが、そこら

辺いかがでしょうかね。つまり、もう、賠償金っていうのは、当初から、もう、どちらかに過失があるっていうような前提のもとに使うような言葉じゃないかなあと、今、思ったんですが、そこら辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○総務課長　意味合いとしましては、この問題を解決する上での解決金的な意味もあるんですけれども、果たして司法が最終的にどういう判断をされるかが、現在のところ、私たちのほうではわかりません。そのために賠償金等という言葉を使わせていただいたところであります。そういうことでご了承を願いたいと思います。

○議　　長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第 14　議案第 10 号から日程第 15　議案第 11 号の２件につきましては、議会会議規則第 37 条の規定によって一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　異議なしと認めます。よって、

日程第 14　議案第 10 号　伊南行政組合の共同処理する事務の変更及び伊南行政組合規約の変更について

日程第 15　議案第 11 号　伊南行政組合の財産処分について

以上の２議案を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長　それでは、初めに議案第 10 号　伊南行政組合の共同処理する事務の変更及び伊南行政組合規約の変更について説明申し上げます。

伊南行政組合が共同処理する事務のうち消防に関する事務と特別養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務につきましては、平成 27 年３月 31 日をもって廃止することとし、それに伴いまして組合の規約を変更することについて関係市町村で協議をするために地方自治法 290 条の規定によって議会の議決をお願いするものです。

消防に関する事務につきましては、大規模災害への対応や消防救急無線のデジタル化への対応などの課題に対して消防体制の強化や効率化を図っていくために国の基本

指針に沿って研究や検討が行われてきたところです。その経過の中で上伊那における消防広域化の協議が整いまして、平成27年４月１日から上伊那広域消防本部として発足する運びとなっています。これによりまして、平成27年３月31日をもって伊南行政組合は消防に関する事務を廃止し、広域化後の消防事務は上伊那広域連合が行うことになります。

それから、特別養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務ですが、伊南行政組合が設置していました特別養護老人ホーム千寿園を平成９年３月 31 日に社会福祉法人上伊那福祉協会に移管をしまして財産を無償譲渡して以来、伊南行政組合では当該事務を行っておらず、今後も行う計画がないために、今回、消防事務の廃止にあわせて当該事務も廃止をして、組合規約から削る変更を行うものです。

続きまして伊南行政組合規約の一部を変更する規約ですが、第３条に規定する共同処理する事務のうち第５号の消防に関する事務と第６号の特別養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務を削り、第７号を第５号に繰り上げるものです。

また、共同処理する事務にかかわる経費の組織市町村の負担割合を定めた別表のうち６に規定されている消防経費の負担と７の特別養護老人ホーム建設経費の負担の規定を削って、同表の８から10までの規定を繰り上げるものです。

附則として、施行期日を平成27年４月１日としますが、経過措置としまして、消防の不動産や消防車両等の規則にかかわる地方債残高など既に実施している消防事務に関する経費の負担については従前の負担割合とするものです。

次に、議案第11号　伊南行政組合の財産処分について説明を申し上げます。

消防事務にかかわる財産に関しましては、広域化の協議において、不動産については無償貸与、動産は無償譲渡することとし、動産のうち債務残高を有するものは、その償還が終わるまで無償貸与として、償還が終わった動産から、順次、無償譲渡することとされました。これに基づきまして、上伊那広域連合に無償譲渡するものとして車輌を含む物品関係を定めて、無償貸与するものとしては、土地及び建物、それと起債償還中の物品を定めて財産処分をするものです。

なお、無償貸与する物品につきましては、起債の償還が終わった後に無償譲渡するものとします。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願いします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第 10 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 11 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16　議案第 12 号　上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○総務課長　それでは議案第 12 号につきまして説明させていただきます。

例規集第２巻 2693 ページに載っておりますけれども、提案理由は、平成 27 年３月 31 日をもって伊那消防組合が解散するため、公平委員会を共同設置している地方公共団体から同組合を脱退させ、それに伴い上伊那地域公平委員会共同設置規約から伊那消防組合を削除するものです。

なお、消防事業の上伊那広域化に伴い上伊那広域連合の処理する事務の中に常備消防が加わりますが、既に上伊那広域連合は公平委員会を共同設置している地方公共団体の中に含まれております。

また、これに合わせて字句及び表現を見直すものです。

施行期日は平成 27 年４月１日からです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17　議案第 13 号　上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長　朗読

○議　　長　提案理由の説明を求めます。

○総務課長　それでは議案第 13 号につきまして説明させていただきます。

提案理由は、平成 27 年４月１日の消防事務の上伊那広域化に伴い、規約第４条　広域連合の処理する事務、第５条　広域計画の項目及び別表　経費負担割合に消防に関する事務等を追加し、附則に消防広域化に伴う経過措置を規定するものです。

また、これにあわせて、広域連合の現状の業務を踏まえ、第４条、第５条及び別表の内容、字句及び表現を見直し、規定順に整備するものです。

例規集第２巻 2711 ページからですが、第４条　広域連合の処理する事務につきましては、１つとしまして、消防事務の上伊那広域化に伴い広域連合の処理する事務に消防に関する事務、火薬類の譲渡等の許可等に関する事務及び液化石油ガス設備工事の届け出に関する事務を追加するものであります。２つ目としまして、関係市町村の土地利用計画の調整に関する事務は、広域連合による処理実績がなく、今後、必要が生じた場合には関係市町村間で調整することとするため、広域連合の処理する事務から削除します。３つ目としまして、調査研究に関する事務に掲げる事項のうち医療体制の整備に関すること及び観光振興に関することを調査研究にとどまらず広域連合が処理する事務として位置づけます。同じく調査研究に関する事務に掲げる事項のうち地域防災対策の推進に関すること及び広域的団体の整備統合に関することを広域連合長が必要と認めた場合に調査研究する事業として位置づけます。４つ目としまして、水源調査に関する事務は、今後、広域的に新たな水源調査が必要となる見込みがないことから、広域連合の処理する事務から削除します。５つ目としまして、先ほどの１つ目から４つ目の変更に合わせ字句及び表現を見直し、規定順を組織、機構の順に整理するものでございます。

第５条では広域計画の項目としまして、第４条の変更に合わせ内容、字句及び表現を見直し、記載順を組織表の順に整理します。

別表　経費負担割合ですけれども、第４条の変更に合わせて内容、字句及び表現を見直し、記載順を組織機構の順に整理します。

消防に関する事務、火薬類の譲渡等の許可等に関する事務及び液化石油ガス設備工事の届け出に関する事務については次のとおりであります。消防費にかかわる基準財政需要額割は 50%、人口割は 50%であります。

附則、制定附則でありますけれども、消防広域化に伴う経過措置として次の内容を

追加します。伊那消防組合の事務及び財産を承継すること、伊那消防組合の平成 27 年度の決算を広域連合の監査委員が審査し、広域連合の議会が認定すること、伊那消防組合及び伊南行政組合の消防職員を広域連合の職員として任用すること、施行期日ですけれども、県知事による許可の日から施行となりますが、第４条、第５条及び別表の改正規定は平成 27 年４月１日から施行するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第 18　議案第 14 号から日程第 19　議案第 15 号の２件につきましては、議会会議規則第 37 条の規定によって一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　異議なしと認めます。よって、

日程第 18　議案第 14 号　平成 26 年度中川村一般会計補正予算（第５号）

日程第 19　議案第 15 号　平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

以上の２議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長　議案第 14 号　平成 26 年度中川村一般会計補正予算（第５号）についてご説明いたします。

予算の総額に 1,100 万円を追加し、予算の総額を 35 億 490 万円とするものであります。

地方債の補正は追加と廃止で、第２表　地方債補正によるものであります。

４ページをごらんください。

第２表　地方債補正の追加でありますが、起債の目的は 10 月の台風 18 号による美里地区の農地等災害復旧事業で災害復旧事業債 200 万円を追加するものであります。

廃止でありますが、就農者研修宿泊施設建設事業で過疎対策事業債 100 万円を廃止

にするものであります。

７ページをごらんください。

２の歳入でありますが、14 款　分担金及び負担金、負担金の民生費負担金であります。南箕輪老人ホームは入所者の負担区分の改定による増、みすず夢ゆりの里は１人退去に伴う減額であります。

８ページをお願いします。

16 款　国庫支出金は国庫負担金の民生費国庫負担金 592 万 4,000 円の追加で、このうち障害者自立支援給付費国庫負担につきましては利用料の増加に伴う増額であります。国２分の１の負担になります。

国庫補助金の民生費国庫補助金は 406 万 5,000 円の追加であります。臨時福祉給付事業、子育て臨時給付金事業は実績見込みに伴う調整であります。

保育緊急確保事業補助金は平成 26 年度からの事業で、これまでの県補助金であった９ページ中ほどにございます安心子ども基金事業のメニューの大半が今回の事業に振りかわるものであります。県の２分の１補助が国３分の１、県３分の１、計３分の２の補助となります。

社会福祉費交付金でありますが、老人福祉施設等のスプリンクラー整備に対する交付金であります。対象施設は横前地区のショートステイ野の花、宅老所野の花であります。

９ページ。

17 款　県支出金は、民生費県負担金につきましては国庫負担金と同様、障害者支援事業の利用料の増加によるものが主なものでございます。

中ほどの農林水産業費県補助金は 557 万 3,000 円の減額であります。

主なものでは、農業費補助金の農作物等災害緊急対策事業でありますが、ことし２月の大雪により被災した農業施設の撤去、復旧に対する支援が事業費の減少に伴い減額となるものであります。

農地・水保全管理支払交付金につきましては推進交付金の追加増額によるものであります。

林業費補助金につきましては、林道舗装事業の事業費の確定による増額であります。

災害復旧費県補助金につきましては美里地区の農地被災に対する補助金であります。

総務費委託金でありますが、平成 27 年４月に執行が行われます長野県議会議員選挙に関する委託金であります。

統計調査費委託金につきましては追加配分によるものであります。

10 ページであります。

18 款　財産収入であります。葛島の村有地につきましては、やなの管理小屋用地の貸し付けに伴うもの、それから、陣馬形村有地と土地、その他とありますが、これにつきましては、信越移動無線、陣馬形にありますが、信越移動無線の撤去に伴う契約解除と撤去工事期間中の現場事務所用地の貸付料であります。

11 ページ。

19 款　寄附金であります。

一般寄附金は 200 万円であります。村医療、福祉施策の推進のためにと南向診療所、加藤尚志様からいただきました。使い道は、今後、検討させていただきます。

教育費寄附金につきましては名古屋市の中島特殊鋼業株式会社　中島利一様からいただきました。ふるさと応援寄附金 34 万円は東京都の山田様を初め４人の方々からいただき、それぞれ説明にあります事業に充当することとしております。

12 ページをお願いします。

22 款　諸収入であります。

預金利子で収支の調整を行います。

受託事業収入の農林水産業費受託事業 230 万 4,000 円の減額でありますが、村有林管理事業で委託先であります森林総合研究所の予算減額によるものであります。

雑入であります。

公有建物災害共済金につきましては、中学校の渡り廊下のガラス破損修繕に対する共済金であります。

総合賠償補償の保険金につきましては、公用車事故に対する保険金であります。

以下は見ていただいたとおりであります。

13 ページ。

23 款　村債でありますが、４ページの地方債で説明をしたとおりであります。

14 ページをごらんください。

３の歳出でありますが、各款におきまして人件費の補正がございますが、人事院勧告の実施に伴うことなどによるもので、詳細は 37 ページからの給与費明細書にありますので、議会費以下、人件費にかかわるもの、また、電気料につきましては料金単価の上昇によるものでありますので省略させていただき、主なものを説明させていただきます。

15 ページ。

２款　総務費であります。

総務管理費の一般管理費のうち 22 の補償、補塡及び賠償金につきましては総合賠償補償賠償金で、林道黒牛折草峠線での公用車事故の賠償金であります。

財産管理費の庁舎管理費は 100 万円の追加であります。基幹集落センターの入り口のスリップ防止、応接室のじゅうたん張りかえ、宿直室の畳張りかえなどの修繕でございます。

16 ページをお願いいたします。

16 ページの中ほど、村づくり事業であります。

報償費のリニア中央新幹線対策協議会委員報酬でございますが、中川村におけるリニア中央新幹線整備にかかる課題を協議するための協議会委員報酬を計上いたしました。委員は 20 人程度を予定をしているところでございます。

需用費でありますが、地域おこし協力隊活動用の美しい村新聞の増刷代であります。

補助金につきましては、当初計上の予算を上回る要望があり追加を行うもので、特

色ある地域づくり事業については２件、空き家活用促進事業については１件分を予定をしております。

17 ページ。

中ほどから下の選挙費でございます。長野県議会議員一般選挙費でありますが、４月３日告示、平成 27 年４月 12 日執行の長野県議会議員一般選挙のための費用であります。

18 ページをお願いします。

18 ページの統計調査費、指定統計費は追加配分のあった分をそれぞれに充てるものでございます。

19 ページであります。

３款　民生費の社会福祉総務費でありますが、臨時福祉給付金事業の実績見込みに伴う調整が主なものでございます。

障害者支援事業につきましては 1,129 万円の追加であります。自立支援給付費で利用料の大幅な増加が見込まれるため追加を行うものであります。

国民健康保険費は医療給付費分の国保会計への基準内繰出金であります。

20 ページをお願いします。

老人福祉事業であります。

委託料につきましては、高齢者生活管理指導員等派遣事業が社会福祉協議会、かつら、野の花、それぞれ利用者の増加による追加であります。

負担金及び交付金につきましては、ショートステイ野の花、宅老所野の花への補助であります。補助率は基準額の 10 分の 10 となっております。

扶助費につきましては、先ほど申し上げたとおりみすず夢ゆりの里１人退去によるもの、敬老年金は実績による減でございます。

児童福祉費であります。児童福祉費につきましては、子育て臨時給付金事業の実績見込みに伴う調整であります。

21 ページ。

保育所費であります。599 万 4,000 円の追加で、このうち賃金でありますが、未満児の入所希望が多く、そのための臨時保育士などの賃金増が主なものであります。

備品購入はふるさと納税寄附金で園児の避難用押し車、ワイヤレスアンプ加湿器購入等に充てるものでございます。

23 ページをお願いします。

４款　衛生費であります。このうち中ほどの環境衛生費の負担金、補助及び交付金でありますが、補助金で生活用水水源設置補助金であります。美里と柳沢の村営水道給水区域外の生活用水供給施設設置に対する補助であります。補助率は３分の２であります。

24 ページ。

中ほどの農業振興費、農業振興事業でございます。

委託料につきましては、宿泊施設につきまして、新たな施設の建設でなく、既存の

建物を利用する方向としたいことから減額をするものであります。

農作物等災害緊急対策事業につきましては、ことし２月の大雪によります農業用施設に対する支援で、当初見積もりの単価と実施単価に大幅な乖離があったことと再建規模の縮小により事業費が減少したことによる減額でございます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、事務作業量の増加による追加交付分がありまして、これをそれぞれの費目に充てるものでございます。

25 ページをお願いします。

下段の林道改良事業でありますが、林道陣馬形線・黒牛折草峠線の平成 26 年度舗装事業の精算に伴う調整であります。

26 ページ。

村有林管理事業は、森林総合研究所の予算減額と事業完了に伴う減額補正であります。

森林体験施設管理事業につきましては、施設内の木柵の老朽化に伴う修繕でございます。

27 ページ。

７款の商工費でありますが、このうち中ほどの商工振興事業につきましては、村制度資金の借り入れ件数の増加に伴う保証料の補給金の追加でございます。

地場センター管理事業につきましては屋外トイレの自動ドアの修繕で、機器の老朽化に伴うセンサーの不調によるものでございます。

29 ページをお願いします。

８款　土木費のうち橋梁維持管理費であります。今年度、３橋、３つの橋の修繕を予定をしておりますが、設計委託料に不足を生じますので、余裕の見込まれる工事請負費から充当をするものであります。

住宅管理費につきましては、需用費は年間の修繕見込みから不足が生じるため修繕料を追加するものであります。

工事請負費につきましては、牧ヶ原北・南住宅団地の遊具の撤去工事であります。老朽化しており危険であるため撤去を行うもので、滑り台２基分でございます。

32 ページをお願いします。

10 款　教育費でありますが、学校管理費につきましては学校施設の管理に要する経費を計上し、教育振興費は寄附をいただいた分で児童図書を購入するものでございます。

このうち東小管理費の委託料、アスベスト定性分析業務、また、33 ページの中学校管理費にも同様のアスベスト定性分析業務が計上してありますが、石綿障害予防規則の一部改正が平成 26 年６月１日に施行をされまして、再度、点検を行ったところ、未確認の箇所があったことから分析を行いたいとするものであります。

34 ページをお願いします。

文化財保護事業でありますが、支障木の立木補償で陣馬形のブナの木の周辺の立木の伐採の補償料であります。

中川文化センター管理事業は管内設備一般修繕で、和室のカーテンを防災品に取りかえるものであります。

体育施設管理事業は社会体育館の避難誘導灯の修繕であります。

11款　災害復旧費であります。

農地等災害復旧事業で404万3,000円の追加であります。10月の台風10号の豪雨により被災しました美里の丸尾地区１カ所の農地復旧にかかる経費で、これは申請額をベースに計上をしてございます。

36ページの予備費で収支の調整を行ったものでございます。

一般会計補正は以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○保健福祉課長　それでは、議案第15号　平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）をお願いいたします。

第１条で総額に歳入歳出それぞれ227万4,000円を追加し、予算の総額を5億669万2,000円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入ですが、５ページをごらんください。

一般会計補正予算19ページに記載いたしましたが、低所得者に対する国民健康保険税の軽減分等を公費で負担する制度であります国民健康保険基盤安定負担金の平成26年度分の額が固まりましたので、その分の一般会計からの繰入金を227万4,000円増額いたします。この繰入金は、国保特別会計では一般財源となるものであります。

続いて歳出です。

６ページの一般被保険者療養費は主に補装具の償還払いと柔道整復師等の施術に係る受領委任払いですが、特殊な高額な補装具の支払いがあったことなどから年間で50万円ほどの不足が見込まれるため増額いたします。

７ページの補助金は、人間ドックの補助申請者が増えていることから10名分の増額をいたします。

８ページの償還金利子及び割引料でありますが、平成25年度の国庫補助事業であります高齢者医療制度円滑化運営事業補助金の額が確定したことによるものであります。この事業は前期高齢者の自己負担を１割に据え置くことによって保険証の再交付等が必要になることに要した経費の補助であります。

９ページの予備費で調整して歳入と収支を合わせました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○６　　番（柳生　　仁）　一般会計のほうで、23ページの4851、生活用水の補助でありますが、

これは上水道が引けていないところに支援するわけでありますけども、ポンプの故障等の支援と思いますけども、大体何年ぐらいを目安に、こういったポンプの故障なんか支援できるか、短期間で故障するものもあれば、長年持つものもあると思います

けども、そこら辺どうなっているか伺います。

○住民税務課長　今回は、美里と柳沢、２カ所ということになっております。ポンプにつきましては、老朽化ということで、柳沢につきましては17年経過しているということがありまして、水量も少量ということで、更新をすると、また新たな水源、確保するか、ちょっと今のところ検討中ということになっております。美里につきましても、昨年、やっぱり老朽化しまして更新を行ったわけですが、特に期限というのは定めていませんが、故障したときには、村営水道水源区域外ということで、補助を使って対処していきたいと思っております。

○議　　長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第14号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第20　議案第16号　平成26年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長　議案第16号　平成26年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、総額を2億300万円とするものです。

歳入につきましては、１ページにありますように、使用料及び手数料115万9,000円の増額と前年度繰越金の確定によります15万9,000円の減額を行うものであります。

歳出につきましては７ページからをごらんください。

総務費は人事異動と給与改定による給料、手当等の増減に伴い92万円の減額、公共下水道維持管理事業についてはマンホールポンプ修繕料 40 万円と移動脱水車維持管理費負担金207万円を計上し、9ページの予備費で55万円減額して収支調整をしたも

のであります。

以上、議審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第 21　議案第 17 号　平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長　議案第17号　平成26年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ230万円を追加し、総額を1億2,730万円とするものであります。

歳入につきましては、１ページにありますように、新規加入に伴う分担金210万円と使用料3万円の増額及び前年度繰越金の確定による17万円の増額を行います。

歳出につきましては８ページをごらんください。

総務費、給与改定による給料、手当等を9万円増額、農業集落排水維持管理事業についてはマンホールポンプ修繕料151万円及び公共ます設置工事費70万円を計上したものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 22　議案第 18 号　平成 26 年度中川村水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長　議案第 18 号　平成 26 年度中川村水道事業会計補正予算（第３号）について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的収支で総係費の増額を計上するものであります。

予算書本文、第２条で収益的支出、水道事業費用の営業費用に 22 万円を追加し、総額を 1 億 1,116 万円とするものであります。

また、第３条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 18 万円増額し、総額を 1,544 万 4,000 円とするものであります。

８ページ、最後のページをごらんください。

予算実施計画明細書でございます。

収益的支出の総係費で給与改定に伴う職員の給料、手当等 18 万円と公用車燃料費 4 万円、合わせて 22 万円を計上しました。

収益的収入の補正は行いませんが、収支では収入が支出を上回っているため、資金不足となることはありません。

また、説明資料としまして予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表等につきましては説明資料として添付してありますのでお目通しをいただきたいと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議　　長　説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　全員賛成です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、一般質問席の設置をいたします。

［午前１１時０７分　休憩］

［午前１１時０９分　再開］

○議　　長　休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第23　一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

３番　松澤文昭議員。

○３　　番　（松澤　文昭）　私は、さきに提出した一般質問の通告書によりまして村の考えをお聞きします。

まずは地域丸ごと農業公園構想にかかわる取り組みについてお聞きをします。

私は、中川村が平成20年の10月に日本で最も美しい村連合に加盟して以来、この日本で最も美しい村というネームバリューを使って中川村の活性化を図っていくことが必要だというふうに常々思っておりました。

そこで、中川村の農業振興と地域の活性化を図るために地域まるごと農業公園構想を提案し、平成22年９月４日に開催された中川村地域活性化及び農業振興大会においてこの構想を提案し、中川村の営農センターの農商工連携事業として事業推進を図ることになりました。

この構想の正式名称につきましては、心のふるさと天の中川村地域まるごと農業公園構想という名称でありまして、この名称に基本的な考えが集約されているわけです。そのポイントにつきましては、まず、心のふるさととは、中川村、その村民が持っております温かい心、思いやりの心、おもてなしの心、あるいはあいさつができる等の中川村村民の人間性のすばらしさ、これこそが中川村にある地域資源であり、観光資源の目玉になると考え、これを前面に出した取り組みが必要だと考えております。天の中川村とは、天の中川村という名称を使うことにより交流者との言葉のキャッチボールにつながり、中川村の歴史、文化、伝統の紹介ができ、中川村のＰＲが自然にできると考えております。そして、地域まるごと農業公園構想ということで、異業種との連携により中川村村内にある活用されていない地域資源、観光資源の掘り起こし、見直しを行うことにより、今までの地域資源として考えていなかったものが、村外、都会の生活者から見れば魅力ある地域資源となり、違う視点で有効活用されれば新たなアイディアが村全体から出てくるのではないかと考えております。そして、この構想の基本コンセプトとして、日本の原風景　温かい思いやりに触れてみませんか　おいでなんしょ日本で最も美しい村　信州中川村へを基本コンセプトにしたいと考えておりました。中川村村民が同じ目的、夢を持って地域まるごと農業公園構想にかかわり、中川村の観光人口、交流人口の増加を図るとともに、中川村のファンづくり、リピーターづくりを行い、最終的には中川村の人口の増加につなげていきたいというふうに思っております。

以上のような基本構想で取り組みを行ってきたわけですが、村のお考えを聞きたいと思います。

○振興課長　今、ご質問いただきました件につきまして私から答弁をさせていただきたいと思い

ます。

今、お話がありましたように地域まるごと農業公園構想につきましては、ＪＡからご提案をいただき、村の営農センターもかかわりながら取り組んでいるところであります。農業を観光と結びつけた新たな取り組みなどが行われる中で、中川村のＰＲや誘客を図るなど、一定の成果を上げているものと考えております。

産業の振興であったり定住促進ということにつきましては、村にとっても喫緊の重要な課題であります。基幹産業である農業を介して、そういった交流人口の増加、さらには、それをきっかけとして定住促進につなげていく取り組みについては、有意義であると考えております。

今後、村内の関係組織や団体とどのように連携し、村の施策と連動させていくかについては、営農センターを中心に関係団体等と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○３　　番　（松澤　文昭）　先ほど基本構想を申し上げたわけでありますけれども、今までに、今、話がありましたように、いろんな企画を行ってまいりました。例えば大草城址の桜ツアーだとかサクランボ狩りツアー、あるいはブルーベリー狩りツアー、ハチミツの味比べツアー、花めぐりツアー、桃狩りツアー、キノコの収穫体験ツアー、シクラメンツアー等、いろんな企画の開発により交流人口の増加を図ってきたわけでありますけれども、これらの企画は、前段申し上げたように、中川村のファンづくり、あるいはリピーターづくりを目的にしておりまして、したがって、バス１台ごとに説明者がつくという形の中で中川村のＰＲを行ってきたいということであります。先ほど答弁にありましたように、これらの取り組みによりまして、最初にツアーに参加された方が後半のツアーにも参加されたり、ツアーで中川村を知ることによって、近くに来たときは田島ファーム等にもご来店をいただいており、中川村のファンづくり、あるいはリピーターづくりに成果が出てきております。

一方、地域おこしの観点から見ますと、地域の活性化を図るためにはオンリーワンの地域資源の開発を進め、集中した取り組みを進めることが効率的だとする意見が多いわけですが、しかし、私は、中川村の気候、地形を生かした取り組みを進めていくべきだというふうに考えております。それは、中川村が多種多様な作物が栽培できる地域であり、これを前面に出した振興を図るべきと考えております。例えば、中川村はお茶の栽培の北限であり、一方、ＪＡのグリーンセンターの裏にはバナナの木もあります。実はなりませんけれども、あの青い実はつきますけれども、食べるような実はなりませんけれども、そういうような木もあるということでありますし、加えて、標高差による収穫期のずれもあり、施設型農業も多くが行われておりますけれども、多様な作物も栽培されております。また、いろんな職種の方も中川村に定住しており、多種多様なものづくりの体験ができると考えております。したがって、中川村の地域の活性化のキーワードは中川村村民の人間性のすばらしさ、作物の多種多様性、標高差による収穫時期の延長、異業種による多種多様な体験、これらが重要なキーワードになると考えております。

私は、前段申しましたように、これらのことから、オンリーワンの地域資源の開発によって、短期間に集中的な集客を図るより、中川村は特性を生かして年間を通じて集客を図ることが必要と考えておりますが、村長、あるいは村のお考えをお聞きします。

○村　　長　全くご指摘のとおりかというふうに思います。

大型のイベントをどんとするというよりも、やっぱり、一年間通じて、どの季節にも来てくださって、春がよかったから、また、夏、来るねというふうな形等々で、だらだらとっていうふうな表現がいいのかどうかわかりませんけれども、これがあるから来るということだけじゃなくて、春に来ても、夏に来ても、秋に来ても、冬に来ても、すごくくつろげて、楽しめてっていうふうなところが、本当、中川村のよさというふうに思いますし、そういうふうな形で、いろんな魅力を発散をしていくことが大事かなというふうに思います。

また、そのためには、おもてなしの心がベースに絶対必要なわけなんですけども、それにプラスして持続可能な形で、こう、うまくもうけていって、そのなりわいとして、こう、持続可能ななりわいにするっていうところが、なかなか難しい、悩ましいところで、その当たりのところが、また、いろいろ知恵を絞って取り組んでいかなくてはいけないのかなというふうに考えております。

○３　　番（松澤　文昭）　そういう中で、これからのことを考えていくということが重要になってくるわけでありますけれども、次のステップとして、私は、重要になってくるのが、先ほど申した企画にプラス中川村での滞在時間をどのように増やしていくかということが重要かなというふうに思っているわけであります。いわゆる点から線への取り組みが必要になってくるというふうに考えているわけであります。

前段申し上げた企画は単発的な客が多いわけでして、それを美しい村めぐりというような中川村村内での半日コース、あるいは一日コース、あるいは１泊２日コース等の企画開発が、今後、必要になってくると考えております。そのために重要なのは、ツアー客の受け入れ可能なレストラン、売店が必要になってくると考えております。幸いにして、このレストラン、売店の営業に向けて実現の可能性がある企業が中川村へ進出してきております。この企業には、個人的にも地域まるごと農業公園構想について説明を行い、アプローチを図る中、実現に向けて前向きな感触を受けております。村からも、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

また、宿泊客の増客を図るためには、陣馬形からの夜景ツアーだとか、銀河ドームを活用した星空を眺めるツアー等、夜の催し物の開催により宿泊客の増加を図るような企画も必要と思います。

村長ないし村のお考えをお聞きします。

○振興課長　中川村の滞在時間を増やす取り組みということにつきましては、今、ご質問にあったとおりと考えます。

これまで、地域資源を活用した村の産業振興であったり農商工の連携という中で、そういったことも研究をしております。今、四季を通じてというようなお話もござい

ましたが、春の桜の時期、また、秋の行楽シーズン、それから、村内でそれぞれの時期にいろんなイベントが開催されておりまして、中川村を訪れる人は確実に増えております。そんな中で、特に登山ブーム等や口コミもございまして、陣馬形山へ訪れる方はかなり増えています。そんな中で、今、現状では、その訪れていただいた皆さんに、中川村で、こう、なかなか滞在してお金を落としていただける仕組みというのができていない現状にあります。

村では､陣馬形の活用を考えるワークショップということで９月から10月に一般の方にも呼びかけをして開催をしてまいりました。それには、意見を言うだけではなくて、自分たちも企画を出したり、かかわって、そういった村にお金を落としてくれる仕組みを考えようというようなことにも取り組んでおります。

また、今、お話がありましたように、村内の企業に入っていただいた方で、ぜひ、陣馬形山に訪れた方を中川村で滞在をしていけるような仕組みを一緒に考えたいというようなお話もいただいております。

いずれにしましても、これから、どんな企画をしながら、どう連携をして、そういった仕組みをつくっていくかということが重要かと思っておりますので、引き続き関係の皆さんと話し合い、検討しながら、一歩でも、こう、前に進めていけることを取り組んでまいりたいと考えております。

○３　　番　（松澤　文昭）　この地域まるごと農業公園構想の取り組みにつきましては、先ほどの答弁にもありましたように、営農センターの農商工連携事業という取り組みの中で行っているわけでありますけれども、実質的な企画運営につきましてはＪＡの中川支所で行っているということであります。

私、こういう取り組みにつきましては、やはりいろんな組織がかかわることによって新しいアイディアとともにいろんな相乗効果が出てくるというふうに考えております。したがって、やはり村が主体性を持って取り組むことが必要と考えておりますけれども、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村　　長　本当にＪＡの皆さん方にも頑張っていただいておりますし、ほかの村民の方にも頑張っていただいておったりとか、いろんな方々が、それぞれのお立場でやっていただいていてありがたく感じているところでございます。その辺は本当におっしゃるとおり有機的につないでいって、こっちに来たけれども、あちらのほうではこういうふうなことをやっているから、また、そっちにも行ってみたらとか、いろんな形の紹介とかいうふうな形で、相互に、こう、お互いの活動状況なんかもしっかりと把握し合って、理解し合って、みんなで応援し合っていくという体制が、おっしゃるとおり大変大切なことかなというふうに感じますので、その方向に向けてやっていかなくてはいけないなと感じました。

○３　　番　（松澤　文昭）　村長から前向きな言葉があったわけでありますけれども、そこで提案なんですが、やはり中川村の情報発信だとか特産物の開発、あるいは農産物、特産物の販売、あるいは地域資源、観光資源の掘り起こし、特産物の開発等を行う総合的な、やはり組織が必要かなあということで、中川村の交流センター、仮称であります

けれども、のような組織の設置を行ったらどうかというふうに考えております。下伊那等でも既に組織として立ち上げて活動している市町村もありますけれども、中川村としても特色のある活動ができる組織をつくるべきかというふうに考えておりますけれども、村長の考えをお聞きします。

○振興課長　今、お話のありました中川村、仮称でありますが、交流センターにつきましては、中川村営農センターが昨年度策定した中川村農業振興方策の中でも農業体験や観光農業、農産物加工・販売などを一体的に取り組む組織として設立に向けた方向が掲げられております。名称はともかく、農業を核として観光であったり６次産業化を実践する組織が村としても必要と考えております。組織化には、組織の形態、どういう形態にするであるとか、何、どの事業を取り組むのか、また、既存の組織が行っております、そういった事業との調整、整理等も必要になってまいりますし、また、当然、経営を考えていく必要もあると思います。運営経費、あるいは収支の見通しなども検討しながら、そういった検討を進めていく必要があると思います。そして、何よりも、組織を回していくには、やはり、その人が、その中心となる人が重要であり、新しい発想や経営感覚を持った、そういった人材の確保が課題と考えております。こういった課題も含めて、交流センターなり、そういった組織の設置については、村の総合計画後期計画の中で方針を示して検討してまいりたいと考えております。

○３　番（松澤　文昭）　検討をしているというふうな言葉があったわけでありますけれども、もう具体的な取り組みを始めていかないと大変かなあというふうに思っているわけでありまして、今、話がありましたように、どういう組織体系にするか、法人体系にするのか、あるいは任意の組合にするのか、あるいは経営を含めてどうするのかということも含めて、いろんな課題があると思うわけでありますので、ちょっと、その内容、検討している内容がわかれば、少しでもお聞かせ願いたいというふうに思うわけであります。

○振興課長　まだ具体的な案は持っておりません。先ほど来、お話があったようなところを、どう、こう、事業として取り組んでやっていくかと、形態についても、例えば、最近では農事組合法人であったり株式会社であったり、場合によっては公社というような考えもあると思います。その辺も含めて、どういう形態がいいかということ、あるいは、どういう事業を展開して、今の既存の事業をどういうふうに取り組むかということも課題だと思いますので、まずは、そのたたき台の案を持ちながら関係の皆さんと相談をしていきたいというふうに考えております。

○３　番（松澤　文昭）　先ほど申しましたように、早急につくっておかないと、私は次のステップに移ることが非常に重要だと思っておりますので、今の体制よりかも、より進んだ体制をつくっていかないと次のステップに行かないと思いますので、早急な取り組みのほうをお願いをしたいというふうに思います。

それだけ要望しまして、今度は次の質問に移らせていただきたいと思います。

次にふるさと納税の活用ということで質問をしたいと思います。

このふるさと納税制度につきましては、ご承知のように地方間の格差や過疎による

税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として 2008 年に発足をしたわけです。発足当時、全国で３万 3,149 人の寄附者、72 億 6,000 万円の寄附金額が、2012 年で 10 万 6,446 人、2008 年対比 321％の伸びとなっており、寄附金額では 130 億円、179％というような全国の伸びを示しております。

そこで、まず、中川村においてのふるさと納税制度の現状についてお聞きをしたいというふうに思います。

○総務課長　それでは村における現状につきましてお話をさせていただきますけれども、ただいまの質問の中にもありましたとおり、自分が応援したい自治体に寄附をする制度ということで平成 20 年度に地方税法の一部改正により導入されました。原則として、寄附をした額のほぼ全額が所得税と住民税から軽減されるということで、結果として寄附をしたふるさとの自治体に税金を納めたことと同じような効果が生まれるというふうにされております。これを受けて、村でも平成 20 年度から村ホームページによりふるさと納税制度の案内を行いまして、平成 20 年度は５件、48 万 5,000 円、21・22 年度はございませんでした。23 年度は２件で 15 万円、24 年度は１件で 10 万円、25 年度は９件で 240 万 1,063 円、26 年度は、11 月末現在ではありますが、５件、34 万円ということで、トータルで 22 件、347 万 6,063 円というふうになっております。この中には、平成 25 年度におきまして当村出身の２名の方から 100 万円ずつご寄附をいただきまして、今年度の村功労者表彰の際、感謝状と記念品を贈呈させていただいております。このほかに、5 万円以上のご寄附をいただいた方が 13 名おられるとともに、平成 25 年度と平成 26 年度にそれぞれ続けてご寄附をいただいた方も２名おられます。これらから、当村へふるさと納税をされた方々は、真に中川村を応援したいとの思いが大きいと思われ、感謝する次第であります。

なお、当村へふるさと納税をしていただいた方へは、村の取り組み状況を紹介させていただくため、広報誌を一年間お送りさせていただいております。

以上です。

○３　番　（松澤　文昭）　私も中川村のふるさと納税制度につきましてはホームページ等で確認をさせていただきました。中川村ではふるさと納税制度について５つの使い道を定めております。１つは誰もが安心して元気に暮らせる村づくり、それから、２つ目が村全体が農業公園の美しい村づくり、それから、３つ目が村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる村づくり、４つ目が人々がきずなを実感できる村づくり、５つ目が村政一般に対する寄附という形となっております。そして、先ほど答弁にありましたように、中川村のふるさと納税者の寄附者には、特典のある市町村ということで自治省のホームページにも掲載されておりますが、その特典といいますのが、中川村に寄附をいただいた方には、一年間、中川村の広報誌を送ることが特典となっているということであります。

ただ、全国的にこのふるさと納税の状況を見てまいりますと、市町村間で取り組みの実態が大きく異なっております。特典のある市町村もありますし、ない市町村もあるしということで、特に大幅な特典を設けているような市町村もあるわけであります。

この制度につきましては、行政サービスを受ける住民が税を負担する受益者負担に逸脱するだとか、他の自治体の業務について、他の自治体分の業務については当該自治体の収入にならないが業務に当たらなければならないということの中で矛盾点もあるわけです。

しかし、現実を直視すれば、ふるさと納税のホームページ等で寄附額が多い市町村では、地域の農産物、特産物の紹介コーナー、あるいは農産物、特産物の販売ルートとしての活用がされております。そして、新たな販売ルートとして、先ほど申しましたように、人数、寄附額も増えている中で、販売ルートとして定着をしてきているということであります。

近隣の市町村でも、平成23年度寄附額では阿南町が2億6,544万円余りの寄附額があり、米を中心とした農産物を寄附してくれた方に送っております。

また、豊丘村でも、ふるさと納税制度、豊丘村では、ふるさと豊丘応援隊というような制度の中で、本年度、クレジット決済への導入という形の中で、どうも2億円を、本年度、超えるような寄附額という状況になっているということであります。豊丘村は、寄附をしてくれた方に額に応じて豊丘産のリンゴ、梨、マツタケなどを送っております。

中川村は農業が基幹産業であり、このふるさと納税制度の活用による農産物、あるいは特産物の新たな販売ルートとして開拓することは重要だと考えておりますけれども、村長、村の考えをお聞きします。

○村　　長　ふるさと納税制度については、おっしゃったとおり、いろいろ、考え方、意見もあるかと思います。総務課長のほうで申し上げましたとおり、そのふるさと納税した分については、税法上、優遇される部分があって、仕組みとしては、そういう仕組みだったんだけども、最近では、その、おっしゃったとおり、いろんな商品を送るというふうなことになって、そのふるさと納税した方にとっては、みんながみんなそうじゃないかもしれませんけども、一部では、納税した分で、税金も結構控除されて、それで何千円分の――何千円っていうか、何%かのものがもらえてお得だというふうな、そういう、こう、気持ちになっていただいて、納税が集まるような仕組みっていうのも増えているのかなっていうふうな感じはいたします。

それで、本来のふるさと納税っていうのは、やっぱり、その自分のふるさとだったり、あるいはぜひ応援したいというような自治体に対して支援をしていこうというものだと思うので、それに対して、本当にありがたい、その気持ちに報いたいというふうなことはあるかと思うんですけども、何か、余り、こう、商品で、こう、いろいろお考えがあるので、いろんな、それについて私がこちらからとやかく言う話でもないかと思うんですけども、例えて言うなら、昔っていうか、プレミアム商品券ということで中川村も取り組みましたけども、何か、ちょっとあれに似たような、ちょっと、こう、お尻のむずむずするような居心地の悪さみたいなものも感じているところであります。

とはいえ、地区懇談会でも2人の方からふるさと納税についての問題提起いただい

て、１人の方は、そういう形で農作物を、そのかわりに送ることによって農業にもいい効果があるんじゃないかということだったし、もう１人の方は、そういうところまで踏み込まずに、ふるさと納税をもっとたくさんもらうことで村の財政を豊かにすることを考えたらどうかというふうなお話をいただきました。

ふるさと納税のお礼として農作物等々を送るっていうふうなことについて言えば、そのこと自体で農作物が、こう、消費が拡大する、売り上げが増えるというふうな、余り考えちゃうと、ちょっと間違えるかなと、ただ、私としては、そのことによって、都会の人なり村外の人とかが中川村の物を食べていただいて、おいしかった、すばらしかった、また欲しいなというふうに思う、マーケティングで言うとサンプリングっていうんですかね、見本を配っていくという、それによってファンを増やしていくという、そういう手法として考える、直接の売り上げというよりも、そういう、こう、おいしい農作物を食べていただいて、試食していただく、そういう仕組みとしてはあるのかなというふうに思います。

ただ、いろいろ具体的に、我々も、いろいろ話題になっているので話す中ではですね、そうなってくると、当然、おいしいと思ってもらえるいい物を送らないといけないということもありますし、ある程度、こう、たくさん来たときに安定して、例えばリンゴだったら、しばしばあるのは、もう、こう、贈答用の物の行き先が決まっているので、余りたくさんの余裕はないというふうな、年によっていろいろですけども、そういうふうなこともあったりするので、質的にもいい物を、それから量的にも安定した物を出すっていう必要があるのかなって、その辺のところを、じゃあ、村、先ほどの交流センターというような形で、ちょっと、こう、村、直接じゃない形で入ってもらう形でやっていけばいいんでしょうけども、村で直接、あの農家からっていうふうな形でやっていくのも、ちょっと公平性の部分でなかなか難しいところがあるかなとか、いろんなことは検討しております。

その中で一つ考えられるのは、そういう物じゃなくて、村に来ていただいて、村の物を送るんじゃなくて、そういう方に来てもらって、村でいい時間を過ごしていただいて、お金を何か落としてもらえるようなことを考えるとか、そういうふうなこともあるのかもしれないなというふうな話はしておりますけども、ちょっと、まだ、なかなか全体的なところで、どういうのがいいのかというふうなところで、具体化はしていないというふうに思います。余り、その、こう、こういう物があるから、節税もできて、物ももらえてというふうな形に走るよりも、中川村の、こう、やっぱり基本的な魅力なり商品力を磨いていく、あるいは中川村の自治を磨いていって、こう、みんなから応援してもらえるようになるとか、そういう、こう、王道ですよね、王道で、その村の魅力、商品力を高める、自治を高めるというふうな形をしていって、やっていくっていうのを一番の根本のところではないかなというふうに思っております。そういう意味で、余り短期的なことばっかり狙わずに、その王道をやりながら、とはいえ、きょうもご提案いただいたし、一般質問のご提案もいただいたし、それから地区懇談会でもいただきましたので、ちょっと、本当に、こう、中川村を応援してくださ

る、その心ある方に応えるにはどういうふうな形がいいのかというふうなことは、もう少ししっかりと考えてやっていかなくてはいけないなというふうに、一般質問をいただいて、また、そういうふうなことを感じた次第でございます。

○３　　番　（松澤　文昭）　私自身も、今、答弁のありましたように、この制度は、若干、矛盾点もあるというふうには思っておりますけれども、先ほども申しましたように、やはり、この制度を活用しております市町村につきましては、かなりの部分で農産物、あるいは特産物の販売が増えているという現実もあるわけでありまして、先ほど全国の寄附者の数、あるいは販売金額が増えているということを申しましたけれども、やはり、中川村として、この農業の基幹産業の中川村にとっては、先ほど村長さんの答弁がありましたように、中川村の農産物のＰＲだとか、あるいは紹介だとか、そういうこともこの制度によってできるかなあというふうに思っておりますので､そんな点で、もう一歩進んだ体制をつくったほうがいいかと思っておりますけれども、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長　今、お話のあったような点につきましては、先ほどもご質問がありましたが、やっぱり、そういう、村が、やはり直接、そういった商品を取り扱うとか、そういったことは難しい中で、やはり、そういった組織、窓口が必要になると思います。農産物なり、そういった形でということであれば、やはり交流センターのような組織化を早期に目指していきたいと考えます。

○３　　番　（松澤　文昭）　私も、一つの提案として考えておったんですが、先ほど農業公園構想の中で提案をさせてもらった交流センターが、もし、発足できれば、これが、このふるさと納税の商品開発、あるいは企画開発ができるのかなあというふうに考えております。したがって、先ほどの提案にも重複するわけでありますけれども、再度、交流センターの発足について要望をしたいというふうに思います。答弁はいいです。

引き続いて鳥獣害対策の関係につきましてご質問をしたいというふうに思っております。

近年、全国的に中山間地域におきまして野生鳥獣の生育数の増大ということで分布域が拡大をされておりまして、農産物の被害金額は全国で推定 200 億円というような状況になっているということであります。野生鳥獣による被害につきましては、経済的被害のみならず、営農意欲の減退だとか耕作放棄地の増加をもたらす一因となっているということでありまして、地域の実態に応じた鳥獣害防止対策が必要不可欠というような状況になっているかというふうに思っているわけであります。

そこで、まず、中川村の鳥獣被害の現状についてお聞きをしたいと思います。

○振興課長　中川村の鳥獣害被害の現状でございますが、有害鳥獣の個体数調整による捕獲数につきましては、毎年度、決算報告書の資料で掲載してございますので、年度の経過についてはご確認をいただければと思いますが、平成 25 年度では、イノシシが 52 頭、ニホンジカが 459 頭、ニホンザルは 27 頭の捕獲実績でございます。特にイノシシやニホンジカにつきましては、防護柵の設置を積極的に進めてきたということもございまして、一昨年に比べて被害の件数ですとか捕獲数は減少傾向にあります。

一方、果樹を中心にカラスなど野鳥による農作物被害は、依然、多い状況にありまして、上伊那の中でも被害金額が一番多いのは鳥による被害のものでございます。

ただ、人家の近くで銃による捕獲、捕殺ができないと、難しいというようなこともあって、決定的な対策が難しいのが現状であります。

また、里山でのニホンザルの群れや個体数は、依然、減っておらず、その範囲も広がっているという状況にあります。

今後、イノシシ、ニホンジカ対策を進めていくとともに、ニホンザルや野鳥対策について、先進事例、あるいは関係機関とも情報交換を行いながら連携して検討してまいりたいと考えております。

○３　　番　（松澤　文昭）　今、中川村での被害状況をお聞きしたわけでありますけれども、中川村でも既に各地で動物の侵入防止、あるいは被害防止のために電木柵だとか防護柵の設置が進んでいるわけであります。加えて、猟友会の皆様方の献身的なご努力によりまして、鹿、イノシシの被害は軽減されていると私も思っております。

一方、猿の被害につきましては、やはり、電木柵、あるいは防護柵だけでは防ぎ切れないということで、被害は増えるとも減る傾向にはなっておりません。したがって、今後は、猿の被害対策が重要と考えておりますけれども、村のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長　今、お話がありましたように、ニホンザルは一般的な防護柵では進入を完全に防ぐということが難しく、また、学習能力が高く、行動範囲も広いため、決定的な対策が難しいというのが現状であります。現在は、猟友会有害鳥獣駆除班による補殺を中心に行っておりますが、年間 30 頭近くの捕獲はしております。

村内でも過去に一部の地域で捕獲用のおりを設置をして捕獲をしたということがあったわけでありますが、村では、本年度、上伊那鳥獣被害対策協議会の事業の中で、猿捕獲用の移動式の箱わなを２基、購入を予定しております。

また、来年度、27 年度においては、まず、猿がどこにいて、どういう行動をしているということを知る必要があるということで、同協議会事業でＧＰＳによる群れの移動調査と囲いわな、固定式の囲いわな１基の設置を要望をしております。囲いわなにつきましては、昨年、伊那で設置をして、ことしは月平均２～３頭、これまでに 30 頭ほど捕獲をしているということでありますし、今年度、飯島町でも設置をする計画とのことでありますので、そこらの実際のその状況等も視察をしながら、設置を検討をしてまいりたいと思っております。

ほかにも従来の爆竹やモデルガンなどによる徹底した追い払いですとか、餌になる農作物の適正な管理、適正な処理、里山の環境整備など、引き続き啓蒙が必要と考えておりますが、いずれにしても、猿対策は一つの方法では難しいというのが現状であります。

猿の群れは、研究によりますと、１カ所で追い払ってもほかへ移動していしまいますし、居心地のよいこの里山で生れた猿は、ここがふるさとだと思って生活に慣れてしまって山へは帰ろうとしない、一部を駆除しても、繁殖力や寿命が延びる中で、総

体的な個体数は減らない、結局、イタチごっこの対処療法だけでは解決できない問題もあります。猿対策を進めるには、猿の習性もよく知りながら長期的な視点で考えていくことも必要と考えております。そういった意味で、専門家のお話も聞いたり、先進地の取り組みを参考にしながら、村としての対策を検討してまいりたいと考えております。

○３　番　（松澤　文昭）　猿のことにつきましては、ちょっと後ほど提案を含めて申し上げますけれども、鳥獣被害防止のために猟友会の皆さんにつきましては献身的な努力をされているというふうに私も思っております。中川村でも各種助成措置を講ずる中で猟友会の皆様方に各種の助成を行っているわけでありますけれども、国の事業として鳥獣害防止対策実施隊の設置ということで、この中川村も、この設置を行っておりまして、この事業によりまして、狩猟税の軽減だとか公務災害に対する補償、あるいは実施隊の活動のために市町村が負担した８割について特別交付税が措置されるなどのメリットがある制度というふうに聞いているわけでありますけれども、しかし、実質的に、この制度によって中川村が本当にメリットがあるのか、ちょっと、私、実感がされておりませんけれども、この制度によってメリットはどんなものがあるのかお聞きをしたいというふうに思っております。中川村にとって。

○振興課長　実施隊の制度につきましては、今、お話があったとおりでございまして、ことし４月時点で、猟友会員、あるいは村の担当職員含めて 54 名を隊員に任命しております。

村にとってのメリットということでございますが、やはり一番は、やはり、その有害駆除活動を行っているときに万一の事故があったときの公務災害の補償ですとか、その猟友会員の確保のために、そういった支援というようなことが一番の目的――目的といいますか、メリットと考えています。そういった制度で、猟友会員さんというか、駆除に対応する人材を確保しながら有害鳥獣対策を進めていくということが村にとってのメリットと考えております。

○３　番　（松澤　文昭）　今後、国のほうにも、この制度がもっとメリットがあるような要請を、また、お願いをしたいというふうに思っております。

それで、先ほどの猿のことなんでありますけれども、猿の被害対策の中で、全国的にもモンキードッグの活用がされてきております。

長野県でも、大町市では、安曇野ドッグセンター、安曇野ドッグスクールにモンキードッグの調整、訓練を委託する中で、訓練の柱は、第一に人に被害を加えないこと、それから、猿を見たら追い払うこと、そして、追い払いが済んだ後、速やかに戻っていくことが３つの基本として、犬にもよりますけれども、訓練期間は４ヶ月間、毎週１回は飼い主が訓練所に足を運び、ともに基本的な服従訓練や追い払いの練習を行い、平成 17 年に第１期生として３頭の飼い犬がモンキードッグになる訓練を受け、現在では 19 頭のモンキードッグが活躍をしております。このモンキードッグを導入した地域では、常時、40 頭～50 頭の群れで出没をしていた猿が、２ヶ月を経過したころには出没が減り、農産物の被害が激減したそうであります。

また、南木曽町では、忠犬事業、この忠犬といいますのは忠犬ハチ公の忠犬の意味

でありますけれども、忠犬事業としまして、住民から申請がありますと、町が指定した訓練所に犬を３ヶ月間預けて訓練を行っており、通常の家庭犬としての訓練に加え、忠犬としての適性チェック、あるいは人に危害を加えない、野生動物を追い払う、確実な呼び戻しなどの訓練が行われ、この間の訓練費用は 15 万円ということでありますけれども、町から支給されているようであります。訓練終了後の一年間は仮登録期間とし、さらに忠犬としてふさわしいかどうかチェックをする期間が設けられており、仮登録期間が終了した時点で町が定めた忠犬登録審査会で審査を行い、合格すれば忠犬として本登録される、犬の購入費や飼育費等は、通常の飼い犬同様、飼い主が自己負担で賄っているそうであります。事業開始の平成 17 年度は６頭の申請があり、そのうち４頭が忠犬として本登録に至っており、平成 18 年度にも６頭の申請があり、その後、事業実施地区は５地区、今後、登録を希望している地区は４地区となっているということでありまして、これまで導入した農家や地区では、野生動物が寄りつかなくなり、被害が激減したというような声が多く寄せられているということであります。特に追い払いの対象になっております野生動物は、主に猿ということでありまして、この被害に対する忌避効果が非常に高いということが確認され、この事業に対する住民の満足度は非常に高いというような状況になっているということであります。

これらの様子を見聞きしますと、前段申し上げたように、中川村の鳥獣被害対策は、今後、猿の対策が重要となるというふうに考えております。モンキードッグの導入による効果は大きなものがあるというふうに考えております。

そこで、中川村でもモンキードッグの導入について早急に検討を図る必要があると思われますけれども、村のお考えをお聞きしたいと思います。

○振興課長　猿の追い払いの犬で一般的にモンキードッグという名称でありますが、農水省の資料によりますと、平成 25 年度、全国で 25 都道府県、71 の市町村での活用例が報告されており、県内では、今、お話がありました大町市、南木曽町等 12 市町村、近隣では伊那市や松川町でも活用例があるとのことであります。

伊那市の場合には、18 年度に市が北海道犬 20 頭を購入をして、訓練を受けさせて、民間に委託をして活動させていたようですが、数年前に、やはり市で管理するのが難しくなって、無償で払い下げをして、現在、18 頭ほどを個人が飼育をしているということであります。

南木曽町の例については、ことしテレビ放送等もあったりして、ある地域で、ちょっと視察に行きたいというお話もいただいて、村も一緒に視察をしてまいりました。制度の内容については、今、お話があったとおりであります。そんな中で、実際にその飼っている農家さんも見てきたわけでありますが、確かに、その追い払い犬を導入している地区では効果があるんですが、結局、ほかの地区のほうに猿が移動して、そっちの被害は増えているというようなこともお聞きをいたしました。それからですね、一番問題になるのは、ほかの住民なり、ほかの犬に危害を加えない、家畜なりにも危害を加えないということが一番の課題であり、そういった訓練をさせた犬を活動させて、その飼育者の管理のもとで活動するということが原則ということであります。い

ろいろな課題もあるようでありますが、中川村でも、もし、まず、地域の皆さんの理解も必要でありますので、そういったことでモデル的に取り組みたいという地域がございましたら、村、あるいは対策協議会の事業として実験的に実施をし、その結果を踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

○３　　番　（松澤　文昭）　早急に検討してもらいたいなあと思っておりますのは、やはり、本年の様子を見ておりますけれども、全国といいますか、各地で熊が人を襲う被害だとか、それから、中川村でも熊の目撃情報があるわけでありまして、そういう中で、前段申し上げたように、猿が被害が増えるということの中で、特に学校の通学路に猿等が集団で出没するというような話も聞いております。やはり、今後、学校への登下校時において猿の被害があるということ、あるいは熊の被害等も含めて、鳥獣害の被害等も懸念をされるわけであります。したがって、農作物の被害だけではなく、住民の安全を守るということの中で鳥獣害の対策は重要になってくると思われますので、早急に対策をしていくことが必要かなあというふうに思っておりますけれども、村のお考えをお聞きします。

○教 育 長　児童、生徒の通学路におけます猿につきましては、東小学校では、竜東線、石神の松付近、それから深沢橋付近、それから村道寺坂橋付近、渡場など、それから、西小学校では、県道北林飯島線、ながい坂、谷村沢橋付近、学校北など、各地に出現をしております。学校では、猿の目を見ないなどの猿対策５カ条を児童に指導しておりまして、子どもたち同士でも高学年の児童が低学年の児童に「目を見ちゃいけないよ。」というような指導をしている、そういう様子も見ることがあるわけであります。

教育委員会では、対策としまして、平成 25 年４月から小中学生全員に笛を配付をしまして、猿を見かけたら吹いて追い払うように指導を願ってきました。

また、通報がありましたら、職員が現場に行きまして、爆竹、ロケット花火などを使って追い払うようにしております。しかしながら、これは数日は効果があると思いましても、また出現するという現状であります。

今後の対策としましては、振興課にあります玩具のエアガン等を学校に貸与して対応してもらうこと、それから、児童が下校する時間帯に教育委員会の職員が青パトでパトロールをすること、それから、頻繁に出現するところでは、東小学校の祖父母の会等、それから西小学校のボランティアパトロールの皆さんにも協力をいただいて見回りをお願いしていきたいというふうに思います。

また、時間のかかることではありますけれども、木々が道路の脇に密集しているような、あるいは張り出しているような、そういう場所につきましては、その張り出しの撤去とか刈り払い等を地権者の皆さんに依頼をしていただくことにつきましても、年度末、あるいは年始の総代会にもお願いをして進めてまいりたいと、そのように思っております。

○３　　番　（松澤　文昭）　やはり人的な被害が出てからでは遅いわけでありますので、早急な対策が必要かと思いますので、あえて、もう一度、強力な鳥獣害対策をお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議　　長　これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後１時 15 分とします。

［午後１２時０６分　休憩］

［午後　１時１５分　再開］

○議　　長　休憩前に引き続き会議を再開します。

９番　山崎啓造議員。

○９　　番　（山崎　啓造）　先月 22 日、午後 10 時過ぎ、長野県北部が大きく揺れました。震度６弱の揺れを観測し、家屋などに大きな被害をもたらしたものであります。まずは、この震災によって被害を受けた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

３・11 で東日本全体が日本海溝に向かって東に動いた、日本海溝で断層が大きく崩れたということのようですが、日本列島は４つのプレートが複雑に重なり合い、微妙なバランスをとっていたのですが、今回の北部での地震もこのことに起因するのかもしれません。北部での地震では、地域の皆さんがお互いに助け合い、救出にも協力し、力を出したことに感銘を受けました。村長の冒頭のあいさつにもありましたけれども、地域の皆さんがお互いに助け合うという力を出したということに、すばらしい地域のきずながそこにあるのだと再認識をさせられました。

中川村においても、連綿と引き継がれた、そのようなものがあります。大切にしなくてはなりません。

さて、国政においては、11 月 21 日、衆議院を解散し、現在、選挙戦、真っただ中であります。第２次安倍政権誕生から約２年、安倍政治を問い直すために行われる選挙であるわけであります。景気回復、政治の流れを変える、行財政改革、平和憲法を生かし守るなどなど、各党は訴えております。選挙になりますと国民に受けのよい公約が並びます。安倍政治を問う機会になるかどうかは野党にかかっているのではないでしょうか。対抗軸となる基本政策や理念を明確にしなければなりません。国民の暮らしの安心をどうつくっていくのか、アベノミクスを批判するだけではだめです。変わる手立てを示してこそ説得力があります。野党は、こぞって政府与党を批判します。選挙になってからではなく、野党間で共通した認識があるわけですから、共同で政府与党にぶつけて、今の政権ではだめだから解散せよというくらいの野党にならなければ、国民にもわかりやすく、うなずいてはもらえないのではないでしょうか。ちょっと前置きが長くなりましたが質問に入ります。

実は、自分がこの質問を提出したのは、26 日、午前中でした。村の第５次総合計画前期についてということで出したものですが、27 日の全員協議会で前期基本計画施策体系別事業評価総括表なるものが出されました。ということは、実は、自分の出した質問が、それを読めばわかるんじゃないのと言われてもおかしくないのかなあということになったわけですんで、実は、ちょっとなえてしまったわけですが、それなりの、それなりの答弁をいただければいいのかなあというように思っております。

１つ目として、第５次総合計画の前期終了に当たって、経過の中での検証と後期に向けた展望をお尋ねいたします。

○村　　長　それなりではなくて、しっかりとお答えさせていただきます。

一番、第５次総合計画の中で気にしているところはですね、やっぱり人口というふうなことで、それが全体のフレームに大きく影響するところかと思います。第５次総合計画を立てるときにはですね、ちょっとすみません、すぐ、あの、あれ、出てこないんですけども、第三者機関の人口の推移予測というものを、まず参考にして、それだと、こう、があっと下がっているというのがあって、そうは言っても第５次総合計画が終わる10年後には5,000人をキープしたように持っていきたいなというようなことで、10年後に5,000人をかつかつ守っていけるようなというようなプランでつくりました。スタートのときの2010年のときの国勢調査が5,074人だったんですね。そのときの住民基本台帳の人口は5,292人で、国勢調査のほうがいつも低く出るっていうのはご存じのとおりかと思います。それが2010年のときの記録ですけども、2014年の10月１日の住民基本台帳は5,159人だったんです。住民基本台帳、その5,000人をキープするっていうのは国勢調査の人口で言っていますので、住民基本台帳と国勢調査の、その差額がですね、2010年のときと同じような比率であるとすると、2014年の10月の時点でですね、既にですね、4,946人と、その比率が一緒だったと仮定したらというふうなことですけども、そういう形で、5,000 人を切った形に、今、もし、国勢調査をやったとしたらなっているんではないのかなというふうな推測にはなります。この数字は、その最初に申し上げた外部機関による、その人口推計だと、もっともっと下がっているっていうことで、そこまで行っていないんだけども、目指したところまでは維持できていない、その中間のところに今の計算式ではじき出した数字は来ております。そんなことで、次の国勢調査が10月に行われるわけなんですが、そのときには、ひょっとすると5,000人を切るというふうな形になっているかもしれないなというふうなことは感じておって、その辺は、その全体の大きなフレームワークとして、第５次総合計画を立てるときの計画のところと、ちょっと届いていないところがありますので、そこが一番気になるところでございます。なかなかすぐに自然増を増やしていくっていうは難しいので、いつも申し上げている転入を増やして転出を減らしてっていうふうな形の社会増を、そちらのほうも勝ったり負けたりで、必ずしもいつも勝っているわけではないんですけども、それを増やしながら、かつ中川村で子どもを産み育ててくれる若者が増えていくようなことを、それから先に、こう、そういうことが広がっていくようなことをしていかなくてはいけないなというふうに思っています。

それから、もう一つ大きなことでいうと、財政のことがございましたが、財政の健全化につきましては、こちらのほうは大変大幅に健全化を進めることができたというふうに思います。特に将来負担比率につきましては、平成24年度からマイナスと、負担がマイナスというふうな結果になっておって、だんだん、ちょっとでも、また、さらに改善がされているということがありがたいなと思います。

今、お話の防災面ですけども、防災無線のデジタル化をしたり、孤立しかねない避難施設に非常用発電装置を置いたり、それから集会所の建てかえやバリアフリー化っ

ていうふうな形のものも進めることができたというふうなことはよかったんではないかなと思います。

それから、あと幾つか、何点か申し上げると、中田島の分譲地についても、すべて村営住宅等々というふうな形で有効利用を図ることができたし、いろんな村道についても、地元の要望をお聞きしながら、それなりにかなりの所に手を入れて道路改良も図れたかなというふうに思います。

それと、日本で最も美しい村連合については、5年目の再審査ということがあって、ちょっとびくびくもしておりましたが、合格をいただいたというようなことで、さらに充実させていかなくてはいけませんけども、そんなことでございます。

後期については、特に、いろいろ、人口のこととか、いろんなこともありますけども、リニアについて、中川村の美しさ、それから住みやすさがダメージを受けないようにですね、村民の皆さん、それから議会の皆さんと一緒に、それを守っていかなくてはいけないし、大切に守った中川村の美しさ、すばらしさが、こう、うまく生かせて、そのことによって、もう何回も言っている若い人たちの暮らしがここで立つようなことを考えていかなくてはいけないなというふうに思っています。その辺の大きな課題が後期計画にはあるなというふうに感じているところでございます。

○9　番　（山崎　啓造）　確かに、人口問題っていうのはね、どこの過疎地って言うと語弊がありますけれども、地方へ行くと、どこでもが大変難しい問題で、どうやってやればいいのかなっていうことで大変苦慮している部分があると思います。

財政の健全化っていうのは、確かに、全村民も、それは大いに認めるところだと思いますので、これからも引き続きお願いをするということになろうかというふうに思います。

住宅も、確かにできて、若者も入ってきているという事実もありますが、誰もが安心して元気に暮らせる村づくりっていうことで、先ほども言いました若者が定住しやすい環境づくりを提案しておりました。総括表によりますとですね、基本目標っていうのが3.4という評価でしたが、上限が4でしたかね？だったんですが、この辺のところは、いわゆる、どんなふうに、その3.4っていうものは、我々は理解をすればいいんでしょうか。ちょっと通告にはないんですが、多分、総務課長なら答えていただけるんではないかと思いますが、どうでしょう。村長でもいいですけど。急に言ってすみません。

○総務課長　ちょっと急なご質問なもんですから、ちょっと、その関係の資料を、ちょっと、今、持ち合わせておりませんので、ここで答弁することができませんので、あしからずお願いをいたします。

○9　番　（山崎　啓造）　結構でございます。突然、自分は、昨夜、ちょっと思ったので、急に言ったやつですので、また後ほどお願いしたいと思います。

さまざまな考え方があると思うわけですけれどもですね、そんな中で、その企業の誘致、これも、以前から何人もの人が質問していることなんですが、そういうことも、ひとつ、その選択肢としてね、考えていってみてはどうかなあという、余りその辺の

ところは、どうも今まで積極的じゃなかったのかなと、自分はそんなように思っていますけど、皆さんはどう思っているかわかりませんが、自分はそんなふうに感じておりましたんで、その辺のところをひとつお聞かせいただけるとありがたいと思いますが。

○村　　長　企業誘致のご提案というかご提言をいただいたわけなんですけども、やっぱり村民の皆さん、特に若い人たちが生活の糧を得る方法、それを増やしていくことのすべの方策の一つではあると思います。ただ、なかなか、今までも何度かお話はありましたけれども、村なりの制約がある中で、なかなかそれが実現、途中で、やっぱり難しかったというふうなことがあって、中川村にとってはいろいろハードルが高いのかなというふうなことも感じているところですし、また、企業誘致をするためにですね、農地を潰したり道路を開いたりっていろんなことを便宜を図ったんだけども、しばらくは来たけども、途中で、やっぱり本社の方針が変わってとかいうようなことで出ていってしまって、後に、そのせっかくの農地が荒れただけで終わってしまっているっていうような、そういうようなお話なんかも多々伺っているところです。つまり、その企業誘致をするとですね、やっぱり、その自分たちの決定力ではない、人にお願いするわけですから、自分たちで決められない、向こうが来たがっているから誘致したけども、ぽいっと出ていくとかですね、そういうふうなこともあって、自分たちのアンダーコントロールにできにくいところがあるのかなというふうなことは思っています。そんな中ですけれども、このたび、企業誘致というか、優良企業がですね、先ほどもお話ありましたけども、中川村の中で、いろんな展開をさらに、こう、今ある事業を資本も入れて拡大していこうというようなお話もいただいていて、あの辺なんかも、どんなふうに広がっていくのか大変期待をしているところでございまして、そういういい話もあるわけなんですけども、全般的に言うと、企業誘致というものには、なかなか中川村に向かないところと、そういう、こちらサイドでコントロールできにくいところがあるというふうなことは思っています。そういうこともあるので、我々自身でやっていけることっていうのは、その村の宿している可能性というか、魅力というか、そういうものを自分たち自身で商品化をしていって、なりわいをつくっていって、若い人たちがそこで仕事になるような、子どもや孫に引き継いでいけるような、あるいは若い人を雇えるような形のものを少しでもつくっていくっていうふうなことも可能なのではないのかなというふうなことを感じておって、そういうところのことがさらに、一部ではありますけれども、もっともっと広がっていくっていうことがあればうれしいなというふうなことを感じているし、そういうものをバックアップできるようなことを考えていきたいなと思っております。

○９　　番　（山崎　啓造）　確かにね、よそへ行くと、企業、来たんだけど、途中で行っちゃってなくなっちゃったとね、確かにありますんで、そういうところの部分については、何かしっかりした規制をかけるとか、ここからここまでは約束を守ってくれないと困りますよとか、そういうの、多分、あちこちでやっているのは、そこへ税金を免除したり、土地の取得に何か便宜図ったりっていうようなことをやっているようですけれ

ども、その辺のところは、何か、その網がかぶせられるのかなというような気もしないわけではないわけですが、それはそれとしてですね、リニアの開通っていうことが見えてきたわけですが、村長の度々これには言っていますが、都市圏から通勤圏に入ると、伊那谷に駅が１つできて、もう日本の中心になるっていうようなこともよく言われておりますが、そんなことは実に大きなメリットかなというふうに私は思うわけでありますが、だから、先ほど言った企業全体が、じゃあ来てよということでもなくて、じゃあ、ある一つの部分、部署が、ちょっと空き家で仕事してみて、したいなあっていうような環境っていうか、提案というかですね、どこか四国のほうにそういうのがあるんだよね、確かね、そういうのを提案して、この美しい中川村のロケーションのいい、気候風土のいいところで、どうですか、仕事、皆さん、事務所、ちょっと来てやりませんかくらいの発信もね、これからは、何か、うん、リニアができるから、ちょっと考えてみるかなあっていう企業も中にはあるんじゃないのかなっていう気もするんですが、そのぎすぎす、何だ、狭いところで、人がごみごみしたところで仕事をするんじゃなくて、こういう地方の田舎のいい空気を吸って、うまい水を飲んで、いい景色を見て、そこでちょっとやってみてよっていうような提案も必要じゃないのかなという気がしますが、その辺はいかがでしょう。

○村　　長　海外の企業、結構有名な大手企業もですね、アメリカの企業なんか、ニューヨークとか、そういうところに本社があるわけではなくて、結構田舎って言ったら怒られるかもしれませんが、そういうところに本社があってというようなケースは、海外の場合、多々、多いかと思います。日本の場合は、こう、東京にどんどん集まり過ぎている、ちょっと日本のほうが特殊な部分があるのかもしれません。それで、いろいろ、村外、県外に行って、いろんなお話を皆さんとするときにですね、いつも、中川村は、夏でも空気が乾燥していてドライで、夜に寝るときには窓を閉めないと風邪ひくかもしれないぐらいにエアコンなんか要らないところですと、冬になっても、めったに雪下ろし、雪下ろしだって屋根に上がることは絶対ありませんし、雪かきなんかも何回か冬にするぐらいのことですよと、そのくせ、白い山が見え、眺め、仰ぎながら、雄大な自然の中で暮らせるという、そういうメリットをいつも申し上げていて、東京にも、今、現状でも日帰りがバスでもできるというふうな状態ですので、そんなお話は、どこかで、いろんな人と話をするたびに中川村の紹介としてお話をしているところですけども、そういう中でですね、おっしゃったように、何か、こう、企業、本社そのものが移転してこなくても、いろんなことがあるのかもしれません。どこだったかな、東北、金沢のほうでも、やっぱり、そうような本社機能の複数化っていいますか、何ですかね、バックアップ体制みたいなものをあちらのほうにつくるっていうふうなことをやることが割と大手の企業で決まったみたいなお話も聞いておりますし、そういうふうなこともあるのかもしれません。ただ、実際には十数年先のことですし、どういうふうなことになっていくのかわからないので、そのことは、構想の中では持っておかなくてはいけないですけども、今のあるよい環境をしっかりと守りながら、状況を見て、可能性、こういう可能性があると固まってきたときに、そういう対応が、し

かし、途中の、大方は個人の方の土地なので、その辺のことも考えなくてはいけないですけども、余り、こう、勝手気ままな開発がどんどん進められていかないように、こう、しばらくは、ちゃんと抑えながら――抑えながらでもないな、今の農地とか、そういうものをしっかりと守りながら状況を見ていくっていうふうなこと、いろいろ頭の中で、みんなで構想を広げていくっていうことが現状でのやるべきことかなというふうに思います。

○９　番　（山崎　啓造）　村長があっちこっちで努力していただいていることはわかりました。本当に得意な分野だもんでね、村長の得意な分野じゃないですか、あっちこっちへ行って中川村はこうだよってＰＲしたり、あっちこっちでかけていますんで、東北のほう、余り遠くへ行って中川村だって言っても、それは、それはそれで、ちょっと難しい部分もあるかもしれませんが、今後も、ひとつ、その辺のところ、努力をお願いできると、大変ありがたい、そしてですね、そのリニアが、駅ができたころに、うん、うん、あれはわしがやったんじゃっつうふうなくらいに言えるようにね、やっていただけると、非常に村民もうれしいんじゃないかと思いますので、ぜひ、その辺のところを要望をしておきたいと思います。提案です。

それでは、次にですね、誰もが安心して元気に暮らせる村づくり、これは大変重要であり、また、非常に難しい課題というふうに私は思っております。

国ではですね、地方創生を重要課題として位置づけております。最近、何か特に言い出しました。だから、我が村にふさわしい創生のあり方を市町村に描いてもらうっていう、国の役人も好きなことを言いますねというようなもんですが、地方の自治体が主体的にビジョンを描くことが必要で、国は、あくまでも、それにふさわしい応援をしていく立場だって、こういうふうに言うんですね、こんなことを言ったって、今までね、それこそ補助金一つにしたって、自治体が自由勝手に何をしてもいいかって、そうじゃない、上から全部押さえつけがあってきたのに、今、こういうことを言い出しております。そういう自由な発想で自分の行政区のことが活性化を図って考えていけられないような経営者を変えなきゃだめだくらいのことまで言いますからね、普通の会社なら当たり前だと、じゃあ、自分たちのやっている議員定数も減らせないような者が何を言うんですかって言いたくなりますが、それはそれとしてですね、確かに地方は地方で生き残る手段を独自で考えていかなくてはならんっていうことは、そのとおりだと思いますんで、自分たちで、この地、我々の自治体に合った、地方に合った方策というものを導き出すことは非常に重要なわけですが、今、言ったようなことも考慮をしながらですね、元気に暮らせる村づくり、定住できる村、その辺のところは、どうですかね、その地方創生、やあ、確かにうちも考えていかにゃあなというふうな認識なのか、まだこれからじゃねえのっていうことなのか、その辺はいかがですか。

○村　長　伊那で国交省の方の講演があって、やっぱり地方創生というようなことがテーマだったかと思いますけども、そのときのキーワードが小さな拠点とネットワーク化というふうなお話があって、拠点に、こう、集約化をして、それを周辺と、こう、つな

いでいくんだというふうな考え方もおっしゃっていたんですけども、私、そのときに気になったのは、その小さな拠点って言っても、どれぐらいの大きさなのよと、伊那谷に１つなのか、伊那谷に２つなのか、伊那谷に１０あるのかっていうふうなことになってくると全然違うなというふうなことで、拠点じゃなくて周辺の、中川村が周辺にされてしまうのか、どっちなのかなというふうなことを思って確認を、小さな拠点をどれぐらいの規模で考えているんですかというふうなことをお聞きしたら、小学校ぐらいの規模だというふうなことがおっしゃったので、ちょっと安心をしております。ただ、そのときの人口減社会をどう維持するかというふうな話だったので、そのかなり人口が減るという話の中で起こっていますから、向こうの頭の中では、小学校も統合されているということもあるのかもしれないので、中川村で２つの拠点、東小学校、西小学校という規模が２つの拠点というふうなことにはならないのかもしれませんが、それにしても、今まで村でやってきたこと、そのチャオ周辺のところに、割と、こう、いろんな集約化をしたりして、いろいろ地区懇談会ではご意見もありましたけども、バスとかで、そこに、こう、ハブ化をして、来ていただけるような形をつくるとかですね、そういうふうなことを考えると、中川村が今までやってきたことは、国交省さんとかが言っていらっしゃる、総務省かな、どっちだったっけ？地方創生は総務省だったけど、私の講演聞いたのは国交省の方でした。すみません。その辺が言っていることなんかも、ある意味、中川村が今まで考えてきたところと、全然、今までの考えを、もう、がらっと変えなくてはいけないということではなくて、今までの考え方で、その地域の中のよさを生かしていくんだという考え、何とかそれを生かして持続可能な地域づくりをしていこうという考え方っていうのは、今、国が言っていることと方向性としては一致しているんではないのかなと、逆に言えば、えらそうに言うとね、村のほうは、もう、早くからそれに取り組んできたんだぞというふうな、そんな考えさえ思ったりもするので、そこら辺を、ちょっとうまく、その国のほうとしても、いろんな援助の方法もあるかと思いますので、そういうものをうまく、こう、こういうことをしたいから、こういう支援、お願いよというふうな形で、そういうバックアップもうまく引き出しながらですね、やっていくっていうことが大事かなと思いますので、こう、みんなでアンテナを高くして、コミュニケーションなんかも県やら国やらとやっていきながら地域づくりをしていかなくてはいけないなと思います。

○９　番　（山崎　啓造）　確かに、そこに絡んでくるやつ、人口がね、これから先どうなっていくか、絶対、中川村は、もう、その維持をしていくという姿勢で一生懸命やっているもんでなんですが、そこの人口っていうことは、非常に大きく絡んでくるような気がしますね。先へ行って、確かに、それじゃあ、中川村は絶対に5,000人を切らないでいて、学校も２つは絶対残れるかという保証もないわけだしね、それには、それぞれの行政も村民も一生懸命努力をして、それに向かって頑張っていくということだいうふうに思います。これからも難しい問題が山積するわけですけれども、もう、みんなで知恵を出し合って、アンテナ高くして、村長の言うように、行けばいいのかなと感じたところであります。

それでは、次にですね、その人口減というか、若者が入ってくるということに関連をしましてですね、山村留学というものを推進、活用することで定住促進にはつなげられないのかなという、実は、そういうふうに思いましたんで、これ、つなげられるような気がするんですよ、実は、この種の質問を以前にもしたことがあります。私が。我が村でも、その千葉県の子どもさんたち、６年生でしたかね、受け入れをして、毎年、来ていただいて、うちも４人ほど、４人、男の子４人ぐらいずつ、毎年、受け入れをしているんですが、こっちから、もうちょっと、そのどうでしょうかねっていう問いかけをしたらどうでしょうねって言ったときに、確か、それは、千葉県、向こうが主体でやっていることであって、こちらが、ちょっと余りそこへ踏み込んでいく部分っていうのは、余りないのかなっていうような答えを聞いたことがあります。ように記憶をしていますが、確かなら、そうだと思いますけれども、そこで、ちょっと発想をがらっと変えちゃってね、今度は、こっちから積極的に受け入れをやるよっていうような、その提案というか、施策というかですね、そういうものを都市部に向かってでかい声で発信をして、千葉県のみならず、それこそ中京圏でも関東圏でも、大きい都市から、ぜひ来てくださいよと、それにはいろいろ施設の充実ということもあるだろうし、さまざまなネックもあるでしょうが、それで子どもさんたちがちょこっとでも来てくれるということで、その親御さんだとか、じいちゃん、ばあちゃんだとか、また近所の皆さんだとかが、ああ、ちょっと中川村へ行って、子どもを山村留学へやって、自分たちも行って見てこようかなとか、そこへ住みたいなと思う、なるような、うそをついちゃいけねえんで、正直に物を申して、どうでしょうかっていうことを、ちょっと、その辺のＰＲというか発信をできんのかなあという気がするんですね。そのリニアの開通っていうことも、これ、非常に大きくこれに絡んでくるような気がするんですが、長野県に１つしか駅がねえんだから、そこら辺のところで、どうですか、山村留学については。

○教 育 長　お尋ねの件でありますけれども、中川村では、今のお話のように、千葉市の農山村留学事業で小学生を受け入れております。今年度も千葉市の３つの小学校から 34 名の６年生を受け入れまして、10 軒のご家庭、それから村内の多くの皆さんの心温まるご協力をいただいたところであります。退村式で楽しかった体験がたくさん発表されました。東西小学校での交流、それから受け入れ家庭でのお手伝いや体験、前沢川での川遊び体験、水生生物観察、陣馬太鼓の体験、陣馬形山散策などの話が発表されました。それに続けて、また来たいです、またいつか訪ねたいですという感想が確かにありました。

しかしながら、将来、住みたいということには、直接は、まだつながらないかというふうに感じました。農山村留学事業の狙いも、この体験そのものにあります。やはり大人になって訪れたとき、土地のよさを実感したときに、住みたいなあという、そういう気持ちになるのではないかというふうに思いますので、再び、まず来たいという気持ちを感じてもらえるように、村の人々の協力をいただいて大事に取り組んでいきたいと思うところであります。

さらに、これを拡大していこうというところについては、まだ、そこまでは考えておりません。

○９　　番　（山崎　啓造）　経過を聞かせていただきましたんで、それはそうだと思うんですが、自分は、ちょっと、今、提案したことはですね、とにかく、そうして呼んでくるようにこっちから仕掛けろって、仕掛けていったらどうでしょうかって、今、考えていないって言えば、それまでなんで、あとはしようがないですね、これから、また考えていただければありがたい、今、種まきの時期だと思っているわけですね？だから、あとからまた行ってみたくなるようにということを期待をしていると、そういうことですね？ああ、そうですか。はい。

ちょっと、その山村留学、もうちょっとやらせてもらうんですが、実は、教育長が答えるとは思わなんだもんですからね、ちょっとおかしくなっちゃったんですが、山村留学について、実は、長野県でね、北相木村っていうのがあるんですよ、小海線行くと、あっちの群馬県境にね、あそこのやつをちょっと聞かせてもらったんですが、そこではね、小学生が一年間、村に滞在をして、地元の小学校に通いながら、村営の山村留学センターっていうやつがあって、そこから、何か通ったり、または受け入れ農家から通ったり、いろいろ自分の好みでできるようです。っていうことは、そういうセンターも、やるとなると必要になるのかなあと、やる気がなけりゃ何を幾ら言ってもしようがないんですが、このようなことを、要するに、田舎へ行って、子どもを一年間預けてっていうことを考えている親って、結構、今、増えているみたいなんだよね、ええ、全国的にも、時代の変化なのか、日本人の子育て観が変わったのかは、ちょっと、その辺は自分にはわからないわけですが、子どもたちがそこでさまざまな体験を通じて集団生活の協調性を学んで、これは、その山村留学じゃなくてもできるのよって言うかもしれませんけれども、農家へ預けられて、自分が遠慮したり、相手のことを考えたり、その辺が非常に大事なところかなという、自分は思います。農家でアットホームな雰囲気の中で家族の一員として生活感を体感する。日本人の持つ、相手をまず思いやり、相手の気持ちを考え、自分の主張はするけれども、ちょっと下がった部分からするというね、日本人の持つ、そのものすごい感性っていうかね、そういうのがだんだん磨かれていくのかなと、そういうことを経験することによって、そんな気がするわけであります。北相木村っていうのは村の９割が山林なんだっていって、もう、すごいところで、小海線が１本通っていて、国道あるのかな？あそこは、ないんじゃないの？それから、こう、右のほうへ入っていくんだけど、そんなところへ、その大勢、そこで26年間、その山村留学っていうのは、相木村っていうのはやっているっていうんですよ、これ、何がそこに、その魅力があるのかはわかりませんが、中川村も似たようなもんで、山ばっかりのところなんですが、ただ、ちょっと違うことは、気候の温暖化っていうところ、こっちはうんと暖かいところだもんで、ちょっと違う部分があるとは思うんですが、また、ちょっと戻っちゃうんですが、そういうことを、その山村留学っていうことを、とにかく考えて、もう、さっき考えていませんって言われたんですが、ぜひですね、その定住促進につながるような施策を

してほしいなあと思うんですが、もう一度お願いします。

○村　　長　いつも思うんですけども、目的と手段というのがあって、本当の目的を、集中するあまりにですね、目的を忘れて、手段の目的化みたいなところに走っていくと、ちょっと間違ったりすることもあるのかなというふうに思って、今のお話は、あくまで定住促進ですよね、移住してこられる方を増やしていくためにいろんな方策がある中の、そのうちの一つが山村留学かと思います。実は、きょうも、若いご夫婦と子どもさん２人がですね、移住の相談に見えたりもしていたんですけども、きのう、きのうかおとといぐらいから中川に泊まっていらっしゃるらしいんですが、そういうふうな形で、実際、見えてはいるんですけども、だから、問題は、どこが問題なのかっていうと、やっぱり住宅が問題、そういう移住したい方は、押せや押せやというほどではないですけども、いらっしゃるので、住宅のところを必要かな、今も中川村の村営住宅は空きが出ても比較的すぐに埋まるというふうな状態ですし、何度も申し上げているように、こう、これからは地域に、こう、入って、地域の担い手の一員となっていただけるような形で移住していただけたらありがたいなというふうなことを思っているので、だから、その辺のところの、こう、課題を何とかクリアすることを、ちょっと考えたいなというふうに思っておって、そのときには、来られる方も、そういう形で子どもさんたちもいらっしゃるので、もっと山村留学で、20 年後、成人してから来られるんではないかという、こう、サケの稚魚を、こう、海に放すような話ではなくてですね、もうちょっと、こう、即効性の――即効性といいますか、ことも可能じゃないかなというふうに思うし、目的として、その定住人口を増やすということであれば、山村留学にこだわって、その思慮遠望で何十年後のことを考えるよりは、いろんなほかのことがあるんではないのかなというふうなことを感じる次第です。

○９　　番　（山崎　啓造）　ああ、そうですか。要するに、山村留学は、まあいいやということなんで、いいんですが、あとの施策をね、いろいろ違う方向でやるんだっていうんで、それをどんどん進めていただいて、若者定住、人口増につながるような施策をやっていただけると、村民、大喜びでございますので。

それでは次にいきますが、村全体が農村公園の美しい村づくりっていうことを言っております。先ほども何か質問の中にもありましたけれどもね、公園の維持管理ですとか整備は確かに進んだんだというように感じております。村民の皆さんが中川村は美しい村連合に加盟しているんだから自分たちからも積極的に参加、協力しようっていうような土壌が、これも何回も質問しているんで嫌なんですけれども、この土壌がどうもできていねえんじゃないかなあという、自分はそう思います。ほかの人は、いや、そんなことないよって言うかもしれませんが、その辺、村長の認識というか、これはどうでしょうね。

○村　　長　中川村の村民の皆さんについてはですね、それぞれの地区で地区作業というような形で草刈りをしていただいたりとか、あるいは老人クラブみたいな形、いろんな形でですね、道のところに花を植えていただいたりとか、いろんなことをしてくださっていると思います。そういう意味で、本当に、ほかの、日本のほかのところよりもです

ね、非常にレベルが高い、その活動をしていただいている、それが、もう当たり前になっていると思います。だから、本当に、もう、日常のレベルで大変美しい村の精神にとってはありがたいなというふうに思います。そうは言っても、やっぱり高齢化とか、いろんなことで、だんだん、こう、そういう余力が少なくなってきて、ごしたくなってきているっていうのが一方ではありますので、そういうふうな、こう、人口の問題に戻ってしまうのかもしれませんけども、そういう活力をいかに維持するかっていうことが大事かなというふうに思っています。

それから、もう一つ申し上げなくてはいけないのは、これは、もう繰り返しになりますけども、美しい村連合の取り組みっていうのは、決して美化運動とかごみ拾い運動ではないということで、中川村の持っている、隠されたというか、まだ使いこなせていないよさを生かして、何かなりわいをつくっていく、それを大事にしながら、ぶっちゃけて言えばお金にしていくというふうなことをして、そのことによって子どもたちが村に住めるようにして、子どもたちがどのなりわいをやることによって、ますます美しさが大事に受け継がれていくっていうふうなことかというふうに思っています。そういうふうに言うと、そのおもてなしの心とか、きれいに周りを片づけるっていう、美しくするっていうふうなことについては、村の方々、本当に頭が下がるところなんですけども、そこにプラスしてですね、若干の、こう、いい意味の欲みたいなものを出して、来た人もお金を払って、気持ちよく「また来るね。」って言ってもらえるような形をつくっていって、そんな、こう、お互いにウイン・ウインといいますかね、買う人もうれしいし、来てもらった人もうれしいし、暮らしの支えになっていくようなことにもう一歩踏み出していくっていうことが、一番、そこが一番の、こう、現状の中では、今の段階での壁になっているのかなというふうなことを思っておりますので、そんな意味で、よい意味での欲を出して、うまく、こう、生活の糧を得るようなことをやっていこうっていうふうなことが広がっていくと、もっともっと広がっていくとうれしいなというふうに思います。

○９　番　（山崎　啓造）　村長、言うようにね、確かに、見た目、見たところが美しいからそれでいいやなんていう話じゃないと思うんですが、見た目もきれいなほうがいいですよね？花があったり、それはそうだと思いますし、心、メンタル的な部分も言っていましたが、自分、だから、村内をですね、自分の地区だけでも、その花いっぱいできれいにしたいな、そう思っている人、先ほど言ったように結構いるんですよね、村内には、商工会女性部、こんなこと言っちゃ失礼ですが、来年はそんなこともやりたいなあっていうような提案もしていました。先般の懇談会ですか、この、今、花の少なくなる時期ですけれども、あの河川公園、あそこにね、今、黄色い花が咲いているの、いまどき、何だ、これは？と思っちゃったんですが、そういうことをしている人もいまして、みんな、あれを１回見ていただけるとありがたい、もう、雪がこの間ちょっと舞って、どうだったのかなと思う、私も見ていないんですが、その辺のことも見ていただけると、うん、やってみたいなあって、多分、思う人がたくさんいるんじゃないかと思います。大変うれしいことだというふうに私は思っています。

また、耕作放棄地のですね、解消、それこそ暖かいときは草が生えているので緑でいいんですが、冬になっちゃうと枯れちゃってね、非常に見苦しい、ああいうところへ、その冬、黄色い花が咲くようなものを植えてやると、これまたいいんじゃないのかなという、実は気がしました。

それでですね、太陽光発電なんていうのは、本当、景観上よろしくないと思っていますし、中川村はクリーンを売りにして、要するに地球温暖化防止にも貢献しているんだよっていうような施策というですかね、今、長野県が小水力発電っていうのをどえらい推奨しているんですが、そんなこともちょっと考えてみる必要もあるんじゃないのかなという気もしますが、その辺もちょっとお聞きをしたいと思いますが、さっき、村長、言われたような、地域においてお互いに助け合って協力しているきずなっていうものも、これも美しい村連合、美しい村に非常にふさわしいことだというふうに思いますし、ずっと引き継がれてきた伝統や文化も守っていく、そのとおりだと思います。

また、その中川村で持っている、よく１番議員が言うにおいっていうんですか、村のにおいというか、そういうものが感じられない人が、誰って言うと語弊がありますが、そういう人も結構増えてきていることも間違いないんで、その辺のところのことも、また考えていかなきゃいけねえんじゃねえかなあという気もしますが、今、いろいろ言いましたけれども、もう一度、それじゃあ、ひとつ、もろもろお答えをいただけるとありがたいと思います。

○村　　長　通告いただいた部分については、美しい村連合だから自分たちも積極的に協力しようと思うような土壌ができていないんではないのかというふうはことについては、先ほど申し上げたとおり、美しくしていくっていうことについてはご協力をいただいていると、それは別に美しい村連合に入らなくても、もともとの中川村の皆さんの気持ちがそうだからだと、だけども、高齢化がしていて、だんだんごしたくなっていると、そこで、でも、美化運動だけではなくて、村のよさを生かしてなりわいをつくっていって、子どもたちがここで暮らせるようにしていくのが本当の美しい村の最終的な目標なので、それに向けていい意味の欲を出していただいて、そういうなりわいが増えていくことを期待するし、そういうことについての支援をしていきたいというふうに思っているということでございます。

○９　　番（山崎　啓造）　突然、変な質問をしますんで気をつけていただきたいと思いますが、じゃあ、最後になります。ふるさとの山、陣馬形山、これを考える住民ワークショップっていうの、先ほども言っていましたけれども、立ち上げられておりますが、この村としてですね、この陣馬形山っていうのは、多分、観光資源になるといいのかなと思っているのか、観光資源だと思っているのかはわかりませんが、ワークショップの研究、検討、推移の中でですね、じゃあ、どういうふうに期待をしているの？願望を抱いているの？村としてはどんなふうなスタンスなんでしょうか、お聞かせください。

○振興課長　その点について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この陣馬形山の観光資源としての活用という点につきましては、６月に高橋議員か

らも一般質問をいただいておりますが、陣馬形山を訪れていただいている人が、いろんな口コミや登山ブームや、いろんな要素があると思うんですが、増えております。

その一方で、その訪れていただいた人が、村で、こう、なかなか、お金を落としていただくとか、経済に結びついていないということが課題かと思っております。

そんな中で、今回のワークショップにつきましては、その陣馬形山を訪れてくれた、いただいた皆さんに、それを地域の経済に結びつけたり産業の活性化に結びつけることを一緒に考えていただきたいという趣旨で募集をいたしました。今回は、単に、そのアイディアや意見を出すだけじゃなくて、ぜひ、参加したい人たちにも、実際にそこにかかわっていただくとか、自分が企画して、こう、そういう仕組みを考えたりというようなことでということで募集をいたしまして、20 人ほど手を挙げていただいて、商工会の関係の皆さんにも一緒に参加をいただいたところであります。

ワークショップで出された意見等については、広報の 11 月号の中でも、その状況等も報告をさせていただいております。

いろんなご意見やらアイディアをいただいているんですが、その中で、実際にできることですとか、いろいろ、こう、整理をしていく必要があるのかなと思っています。今後、その出されたアイディアの中で実際にできるもの等々について、また、参加いただいた皆さんですとか、ほかに、午前中の質問でもございましたけど、中川村のいろんな資源と、こう、結びつけて、村に滞在をしてお金を落としていただけるような仕組みをみんなで考えて具体化していくということが必要かなと考えています。

また、陣馬形山に関する新たな動きとしては、先ほどもちょっと話が出ておりますが、今回、村内の酒造会社さんを伊那市の企業さんが入っていただいてやっていただくという中でも、ぜひ陣馬形山を観光資源として活用して、この村の活性化に結びつけていきたいし、それに協力したいというふうなお話もいただいておりますし、さきの全員協議会の中でもお話をしましたように、来春、トヨタさんがバックアップした、そういった自動車のラリー競技会の提案――提案というか、開催のようなお話もいただいておりまして、陣馬形山の注目度といいますか、そういったところは、まだ、これから広がるという期待もございます。

また、あわせて、そういった観光客の増加が増えてまいりますと、道路環境の整備ですとか、安全対策ですとか、ワークショップの中でもいろいろご意見がありましたが、あそこに、こう、道がわかりにくいですとか、山頂付近のその施設をもう少し考えたほうがいいんじゃないかとかいうようご意見もいただいております。そういったことも含めて、あの陣馬形山の、その施設を含めた全体の、その整備計画を来年度の中で村としても検討していきたいと考えています。

いずれにしても、陣馬形山、県立の自然公園ということで、そこを大規模に開発をして集客を図るということは難しいですし、そういった、現時点でそういった計画はございませんが、村としては、陣馬形山を保全しながら、うまく、こう、活用して、そこに来ていただいた人たちに、村に来てお金を、こう、使っていただく仕組み、仕掛けっていうものを、繰り返しになりますが、関係の皆さんと考えていきたいという

ことでございます。

○９　　番　（山崎　啓造）　美しい村にとっても陣馬形山っていうのは財産ですんでね、ぜひ、村の活性化につながっていくような施策を期待して、質問を終わりたいと思います。

○議　　長　これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、７番　小池厚議員。

○７　　番　（小池　　厚）　私は、さきに通告をいたしました３つの質問について、順次、村当局の考え方、また、取り組み状況を質問させていただきます。

まず、最初に第２回道路メンテナンス会議を受けた今後の村の対応についてということで、先日、10 月の 20 日に開催された県の第２回の会議において、今後の県下の取り組み等、話し合いがされたと思うんですが、村としてどんなふうに対応していこうとしているかっていうことをお伺いします。

具体的にですね、今後の調査の方法等について、村のほうで決まっておりましたら、お伺いっていうか、お聞きしたいと思います。

○建設水道課長　まず、10 月 20 日に開催されました第２回の長野県道路メンテナンス会議の内容でございますが、ご案内のように、７月１日に道路の維持修繕に関する省令が施行されまして、必要な点検を近接目視によって５年に１回の頻度で行うことが義務づけられております。それを受けまして、それに対する対応策、あるいは今後の現地研修の計画、それから国からの説明資料等をもとに意見交換が行われております。

それで具体的な道路、橋梁等の点検、調査の方法でありますが、国が定める統一的な基準によって近接目視により実施することというふうに省令で定められております。

近接目視といいますのは、具体的には、肉眼によって部材の変状等の状態を把握して評価が行える距離まで接近をして目視を行うことというふうに、これも定期点検要領っていうので定められております。

したがいまして、例えば橋梁について申しますと、橋脚が高い橋等につきましては、足場、あるいはロープ、また、橋梁点検車、高所作業車等を用いることも想定をしながら近接目視による点検を行っていくということであります。

○７　　番　（小池　　厚）　今の回答なんですが、私は、さらに踏み込んでですね、この村でですね、具体的に対象の箇所があるかどうか、また、どんなふうに進めようとしているかっていうところをお聞きしたかったんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○建設水道課長　その今の、その（２）との関連でよろしいでしょうか。

○７　　番　（小池　　厚）　ああ、いいですね。はい。

○建設水道課長　橋梁以外の、いわゆる道路構造物等につきましては、今年度、村では道路ストック点検というものを実施しておりますので、その結果を受けまして優先順位を決めていきたいと考えております。

また、特に、今、国のほうで緊急的な対策が必要というふうに言っていますのは橋梁が中心でございますので、橋梁について申しますと、国では、橋梁定期点検の優先順位の考え方というものを示しておりまして、それに従ってやれというふうに言っておりますけれども、当村では、橋梁については 24 年度に橋梁の長寿命化修繕計画とい

うものを策定しております。その中では、重要度、損傷度、緊急度が総合的に高い橋梁から修繕可能な橋梁について、順次、計画的に修繕を実施することとしております。

具体的には、平成26年度、今年度から31年度までの６カ年を目安に修繕計画を立てております。その中の緊急度のランクについては７段階で優先順位をつけておりまして、６年間の中で、29年度には見直しをするということにもなっております。

それで、今回の道路法の改正に伴う点検では５年に一度ということでございますので、平成29年度に一斉点検と修繕計画の見直しを予定したいというふうに考えています。

それで、今年度についてですが、今年度は初年度ということもありまして、県からも要請がありました。それで、現在、橋長、橋の長さ２ｍ～１０ｍくらいの橋、仮設を要しない橋について、伊那建設事務所と合同で今年度中に１０橋ほど点検を予定をしております。

また、修繕につきましては、今年度、調査設計を３橋、それから修繕工事を３橋、予定をしているところであります。

○７　　番　（小池　　厚）　具体的に、今、課長ほうから調査で３橋、修繕で３橋というような話が出ましたので、私の質問の趣旨に答えていただいたと思います。

それでは（３）なんですが、３番目ですが、先日、国道153号の小平地籍にかかっておりますこ道橋、これを見に行ってきたんですが、H鋼でできていますんで、そんなに損傷はしていないなというふうに、私、個人的には見たんですが、これは、多分村道で、村の管理になっていると思います。ここの橋ですね、水路橋、また、水管橋っていうんですか、そういった物が添架されていると思うんですが、維持管理上で問題はないか、そこら辺を確認をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設水道課長　今、お話の橋でありますが、名称は小平大橋と申します。それで、村道の小平下の平ら線、１号線という村道に架かる鋼板桁橋という橋の種類でありますが、昭和47年完成で、橋の長さは18m、幅員4.7mという橋でございます。それで、国道153号をまたいでおりますので、当然でありますが、交通の主要動脈を遮る、影響を与えるということはあってはならないというふうに思っております。

また、今、お話のありましたように、上水道の本管も架けられておりますし、農業用水の導水管も共架されております。

ただ、現在のところ、水道管も導水管も特に問題はありませんけれども、いずれにしろ、かなり年数を経ておりますので、それらもあわせて点検をする必要があるというふうに考えておりまして、そういった意味では大変重要な橋であると認識をしているところであります。

それで、先ほど申し上げました24年度の修繕計画策定時の調査におきましては、健全度のランクでは緊急対応の必要があるという橋にされております。したがいまして、早急に点検、調査をする必要があるいうことで、今年度、既に調査設計業務を発注しているところでございます。

○７　　番　（小池　　厚）　認識が共通しておりましたので安心をしましたが、実はですね、あ

の国道を走っておりますと、あの子生沢橋、こちら、南のほうから進みますと、橋の手前で、ちょうど架かっているんですが、それを過ぎたすぐからですね、歩道にですね、冬季になると水が流れ出しておりまして、それが凍っているわけですよね、それが、多分、その水路からの漏水じゃないかと思います。歩道、側溝からの漏水がそこまで上がってくることはないと思うんで、だから、そこら辺が、また、道路管理者、伊那建設事務所のほうと、また確認をしてもらえばいいと思うんですが、非常に見ていて、人が通れば滑るっていうような、そこら辺が懸念されますんで、ちょっと、私、そういう経験っていいますか、見ましたので、そこら辺もちょっとつけ加えさせていただいて、次の質問に移ります。

次にですね、先ほども９番議員のほうで質問をされましたけれども、第５次総合計画の第７章にですね、産業の振興、第４節、工業の到達点っていうのがあるんですが、工業っていうのがあるんですが、その到達点と今後について質問させていただきます。

先日、12 月２日まで開催されました住民懇談会も終わりまして、来年度から後期に入るわけでございますが、この第５次総合計画の到達点と今後の方策について質問をしたいと考えております。

工業の関係ですが、平成 25 年度までのですね、企業数は、計画を立てられた当初に対してどのように推移してきているのか、また、これをどのように評価しているのかっていうのを、まず質問をしたいと思います。

○振興課長　第５次総合計画に記載をされております数字につきましては工業統計による従業者４人以上の事業所数でございますが、平成 19 年時点で 15 事業所でありましたが、25 年の数字はちょっと出ておりませんが、24 年の時点で 11 事業所ということで、４事業所が減少しております。これは、長引く景気の低迷や大手企業の海外への生産拠点の移出、それから、加えて東日本大震災の影響など、さまざまな要因が考えられると思いますが、これは中川村に限らず、特に地方や中小企業は非常に厳しい状況におかれておりまして、長野県全体の数字を申し上げますと、平成 24 年の事業所数が 5,470 ということですが、ちょっと比較の数字が違いますが、平成 17 年と比較すると約２割が減少をしている状況にあります。中川村の場合には、先ほどの村長の答弁にもございましたが、企業立地という点でさまざまな課題も抱えております。そんな中で、こういった状況で、新たな企業の誘致が難しいということが原因かと思います。

一方では、商店数につきましては、やはり年々減少の傾向にございますが、近年、空き家、空き店舗になったところを活用して新たに開業しているという店舗も増えております。昨年度１店舗、今年度は村の補助事業等も利用して２店舗が新たに開業をしております。

先ほどの村長の答弁でもございましたが、外部資本に期待するばかりではなくて、働く場所の確保、定住促進という面では、若者がみずから専業して事業を起こしていくということは好ましいことであり、また、それが村の産業の活性化にもつながると考えております。

企業誘致につきましては、今後も中川村の環境に合った企業、そういったお話を考

えていくとともに、新たな起業について支援をしてまいりたいと考えております。

○７　　番　（小池　　厚）　少し先に答えをいただいてしまったんですが、次の質問なんですが、先ほど９番議員のほうでお話されましたけれども、11 月 27 日に全協のほうへ提出していただきました住民意識調査の 38 ページのグラフに示されているんですけれども、この産業の関係ですか、工業については満足度が 2.7、重要度が 3.7 で、見直しが必要なゾーンに入ってきているというふうに説明を受けました。計画に掲げられております優良企業の誘致、これについては具体的にどこら辺まで進んでいるのか、あるいは進んでいないとか、そこら辺をお聞きします。

○振興課長　優良企業の誘致というようなことで掲げてはございますが、先ほど申し上げましたように、中川村の工業立地という点では、なかなか、その企業さんの希望に合った条件がないというのが現状でございます。

また、関係者の話では、雇用情勢が回復する中で、企業が進出するにも、地方での、その労働力の確保ですとか、特に優良企業につきましては有能な人材が必要であるというような課題もいただいていると聞いております。

先ほど村長、先ほどの質問の中で村長のほうからも話がありましたが、既存の村内企業の経営も厳しい中で、ことしの春、村内の酒造会社が伊那市の企業さんが経営を引き継いでいただいたということで、そういったことは非常にありがたいかなと思っております。会社のほうでも、今後、その会社の経営改善とあわせまして、経営再建とともに、今後、ぜひ観光客向けに事業展開をしたいというようなお話も聞いております。村としても、そういった点では期待をしているところであります。

質問事項に、そのリニア開業を見据えたというようなこともございましたが、そこまでお答えしてよろしいでしょうか。じゃあ、ここまでにします。

○７　　番　（小池　　厚）　私も質問が前後しちゃったからいけなかったかな。

今、伊那の企業ですね、そういった新たな展開をしようとしているというお話を聞いたんですが、そうですね、今、振興課長も言われましたが、私、個人的にはですね、先ほど来、村長、言われているように、非常に厳しい、中川村はですね、地形があってですね、企業が来る立地条件としては非常に厳しいものがある、また、特に企業として、そうですね、環境に優しい企業っていうことになりますと、飯島でも、研修で行かせてもらいましたが、水が非常に、工業用水っていうんですかね、きれいな水、それが一番大事だというんですが、残念ながら、中川村には、そういった工業用水として使えるきれいな水っていうのは非常の乏しいなというふうに思っています。

これからですね、リニア開業になった場合、それを見据えた新たな分野の企業を誘致するっていうことも、これ、必要ではないかというふうに個人的には考えるわけです。これは、具体的に後期の計画の中へ反映をしていただければなというふうに思うんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○村　　長　リニアの影響がどういうふうな形であるのかというふうなところは、まだ、ちょっと、なかなか見えないところもありますし、それから、先ほどから何回も出ている伊那の会社の会長さんは、リニアは余り期待できないけども、三遠南信道で、その標高

の高いところ、山と、それから海、リンゴの里とミカンの里が直結するのは、こっちにすごい期待ができるんだというふうなことをおっしゃっておりましたけども、いずれにせよ、いろんなことが起こってきて、いろんな変化はあると思います。ただ、それがどういう変化で、それをどういうふうに生かすべきかっていうことについては、今ここで方針を出すっていうのは、ちょっと時期尚早かなというふうに思いますので、後期計画において、こういう、それに向けてこういう手だてをしますというふうなことを具体的に書くのは難しいと思いますけども、リニアなり、いろんな環境の変化に対応した村の今後について、しっかりと研究をしていくというよな、ちょっとベーグといいますか、はっきりしない中身になっちゃうかもしれませんけども、そういうふうな形で、意識はしっかり持ちながら、必要な対応ができるような身構えをしておくということで、今、この時点、このこれからのところで、何かどこかを、こう、工業団地として抑えるとかですね、そういうふうなことにはならないのかなというふうには思っております。

○７　番　（小池　厚）　今、村長からお答えをいただいたんですが、私もそこまで具体的には要求をしておりませんので、ご心配しないでください。

計画っていうのは、やっぱり、大まかなところで、こういった方向で考えていこうとか、やっていこうよというくらいなところで、どこそこにこんなものを持っていきたいという、そこら辺までは、まだいいのではないかなというふうに思います。個別的な施策という点では、また聞かれるかもしれませんけれども、私としては、今回の質問では、そこまで言っておりません。

最後にこんなことを言っては失礼なんですが、私、個人的にはですね、やはり、そういった厳しい立地条件からすればですね、前からも、ほかの議員の方も言われていますが、やはり軸足を農業と観光に置くべきだというふうに思うんですが、はっきり言って、村長、いかがでしょう。

○村　長　はい。おっしゃるとおりだと思います。

○７　番　（小池　厚）　はい。わかりました。結構です。

それでは３番目の質問に移ります。

リニア新幹線建設にかかわる道路整備についてということで、私、渡場ですが、12月５日の日に渡場の会館でＪＲによる工事説明会が開かれました。内容は同じような説明だったんですけれども、それに関連する道路整備について、引き続きですね、質問をさせていただきたいと思います。

１つ目ですが、主要地方道松川インター大鹿線、渡場交差点付近の安全対策については、ちょっと、私、個人的に聞いてきたんですが、飯田建設事務所所管で、27年度以降、交通安全対策工事が始まるようにやっていただいているというふうに聞いていますけれども、村のほうでも詳細について承知されているかどうか確認をさせてください。

○建設水道課長　県道松川インター大鹿線の改良、あるいは安全対策につきましては、道路管理者であります飯田建設事務所に対しまして、毎年、要望を行っているところであります。

本年も９月 18 日の日に飯田建設事務所へ出向きまして、地元渡場地区からの要望書もつけまして提出をしてきたところであります。その主な内容につきましては、道路の２車線化、交差点から南のほうですけれども、２車線化、あるいは歩道の設置、また、全線にわたっての狭隘箇所の改良等を要望したところでございます。それで、これを受けまして、飯田建設事務所では、県、本庁の建設部のほうですが、そちらのほうへ 27 年度の予算化に向けて要望を上げたというふうに聞いております。

また、リニア工事に関しましては、現在、ＪＲ、県リニア推進室、飯田建設事務所、それから大鹿村、中川村とで打ち合わせ会議を何回か行ってきておりまして、その中では早急に改良工事を行うようにということも申し入れております。

○議　　長　小池議員、質問事項の中で 12 月５日に開催された工事説明会とありますが、事業説明会だと思いますが、訂正、そのようにしてよろしいですか。

○７　　番　（小池　　厚）　わかりました。はい。訂正します。

次にですね、先ごろ村のほうからリニア建設対策協議会っていいますか、そういった協議会の立ち上げの提案があったんですけれども、第１回目の集まりはいつごろを予定しているのか、また、構成メンバー、全協でもちょっと話が出たんですけれども、そこら辺はどうなったのか確認をさせてください。

○総務課長　構成は、関係する自治組織を代表する者、それから村議会の議員、見識を有する者として村長が委嘱する者、その他、村長が必要と認める者で構成します。具体的には、関係する自治組織を代表する者として桑原、葛北、柏原、渡場、柳沢の各地区総代と葛島区長、村議会の議員として議長、副議長、総務経済委員長、厚生文教委員長、関係地区から出ておられる村議会議員、識見を有する者としてブッポウソウの里の会、その他、村長が必要と認める者として葛北、柏原、渡場、柳沢の小学生保護者代表、それと公募により一般村民、このように考えております。

なお、工事に伴う発生土の行き先が明らかになった場合などは、状況に応じて委員の範囲を拡大していきます。

第１回の予定としましては、委員の皆さんへの報酬を、本日、補正予算として提出させていただき、お認めいただきましたので、引き続き公募の委員の募集を進めさせていただき、また、地区総代の皆さんの任期も１月が切りかえとなりますので、第１回は１月下旬から２月上旬の開催というふうになるかと思いますが、そこを目指したいとふうに考えております。

以上です。

○７　　番　（小池　　厚）　わかりました。

それでは、具体的にですね、ＪＲのほうは急いでいるようですし、私どももですね、適確に対応していきたいので、よろしく予定をしていっていただきたいというふうに思います。

３番目ですが、私、事業説明会のときにも質問させてもらいました。文化センターの説明会のときにも質問したんですが、落合で 1,600 台、松川インター大鹿線ですが、それにですね、工事用残土っていいますか、工事用車両がピークで 1,736 台、これが

実際に上乗せされるということで、約倍くらいなものが来るということで、そこら辺が、かなり敏感になっていると思うんですよね、地元では、そういったことで、今度できます協議会としてですね、村が余り表へ出ると、ちょっとＪＲのほうもぴりぴりすると思うんですけれども、地元を含めた協議会からですね、生活環境の維持、あるいは安全・安心の確保、こういったものをですね、すぐには、ちょっとやると、また逆なですると思いますんで、実際、工事の説明会等があった後でもいいかと思うんですが、いずれはですね、覚書として取り交わすよう申し入れていくべきだと思うんですが、これについては、要するに文章としてお互い交わすということで、村長の考え方をお聞きします。

○村　　長　ＪＲ東海と市町村との覚書については、知事の意見書の中ではしっかりとうたわれて、そういうふうな意見があったわけなんですけども、残念ながら国交省の意見のほうからは消えておって、その後のＪＲさんのいろんなところでの会見とか質問、やりとりなんかでは、市町村と意見書を交換する、意見書――協定書を交換することは考えていないというようなお話があります。

要望を出すことはできるかと思うんですが、そういう状況なので、なかなか、はい、わかりましたというお話にはならないだろうなというふうに思っています。

それで、協定書なり意見書っていうのが何ページになるかわかりませんけども、それで、１回結んだだけだったら、全体的な、こう、心づもりとか、精神論とは言いませんが、少し具体性に欠けた中身にならざるを得ない文章にしたとしても、そういうようなものにならざるを得ないんではないのかなというふうに考えます。

それで、私が考えているのは、それは、それこそ今度の協議会の中でのお話になりますけども、いろんな疑問とかですね、心配を、協議会の名前で、それこそ文章でＪＲ東海さんのほうにお出しをして、これはどうなっていますかというふうなこと、例えば、1,736 台、ピークがこうだって言うけれども、じゃあ、その間、実際やってみたら下がる、こう、上がったり下がったり、ずれたりっていうことはあると思いますけども、今の時点では、その何年の春はこうで、何年の夏はこうでみたいなですね、こう、折れ線グラフみたいなものを出してちょうだいよとか、ピークがっていう話だけでは、ちょっとイメージがつかめないし、そういうふうなこととか、1.736 台と言っているけど、実際、契約して走るダンプは、延べじゃなくて、実台数は何台にするのかとか、いろんなことを細かく、こう、質問を投げて、それに対して答えてもらうというふうなことを積み重ねていくことによって、非常に詳細な協定書、実質的な協定書になるかというふうに思いますので、そんなふうなことができれば、具体的な、こう、イメージができやすくなって、安心できるところは安心だし、問題点は問題点としてあぶりだされてくるのではないかなというふうに思います。

できれば、その協議会のみんなで、その問題点とか心配を洗い出すだけではなくて、村民の皆さんが、そこの協議会の委員にならなかった人からもですね、お母さんとか子どもたちも含めて、こんなことが心配だみたいなものを入れ、いろんな意見を出してもらって、そういうものも含めて協議会の中でもんでですね、それでＪＲ東海にぶ

つけていって回答を求めて、その回答がちょっと納得できなかったら、もう１回、こうしてほしいというふうな要求を出していくというふうなキャッチボールを、そのＪＲ東海さんが説明会を開くっていうところに受け身で行くんではなくて、こちらから、こう、どんどんボールを投げていくというふうなことをしていかないと、どうしても、やっぱりね、主導権がＪＲさんのほうになってしまうのかなと思うので、そんなふうなことができればいいなと思っておりますので、協議会では、そんなふうなことをご提案をっていうか、問いかけをして、そういうふうな形になればうれしいなというふうに思っております。

○７　番　（小池　厚）　私の経験からいきますと、協定書っていうのは非常に大ざっぱといいますか、大きなところで結んでおいてですね、あと、その具体的な騒音とか、あるいは振動とかですね、大気の関係ですか、説明会でも出ましたが、モニタリング、それをどのくらいの頻度でやる、また、工事中、じゃあ、１ヶ月に一遍やるとか、季節を決めてどのくらいの頻度でやりなさいというような、やりますというような、そういったものは覚書というところで縛っていけばいいかなというふうに思います。だから、そこら辺は、何回も、今、村長、言われましたように、キャッチボールをしてですね、ここだよって言ったら、まあ仕方ないだろうと、やむを得ん、まあ、ここまでかなと、ただ、工事で余りにひどい場合には工事をストップさせるでというくらいのところまでうたってですね、ちゃんと覚えておけよというような、そんなことをやっていけばいいかなというふうに思います。そこまで、できるだけ早い時期に行けばいいんですが、さりとて、皆さんの意見をですね、ないがしろにしたところでは進んでいけませんので、ちょっとタイトになりますけれども、しっかりと、何回か、協議会の会議等、また、意見等をですね、集約して取り組んでいっていただきたいと、また、私どもも一緒に協力していくということで、私の質問を終わります。

○議　長　これで小池厚議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後３時とします。

［午後２時４３分　休憩］

［午後３時００分　再開］

○議　長　休憩前に引き続き会議を再開します。

６番　柳生仁議員。

○６　番　（柳生　仁）　私は、さきに通告いたしました道路改良整備についてと高齢者・生活弱者支援についての２問について質問してまいります。

初めに道路改良整備について伺ってまいります。

中川村はリニア中央新幹線工事による工事車両が一番多く通過すると予測されます村であります。この際、県に村内の整備がおくれている国道、県道の道路整備を要望してはどうかということでありますが、松川インター大鹿線のほうにつきましては既に話が進んでおりますので、それ以外であります。

１つ目としまして、リニア中央新幹線工事に伴う工事車両が通過すると予測される村内の道路整備ができないか問うわけでありますが、中川村には５本の天竜川を渡る

橋があります。そのうち坂戸橋は重量制限があり、実質は４本でありますが、坂戸橋は重量制限があるとは言っても表示はありませんし、今までにも 20ｔを超えるかと思える大型車両が通過しております。これで重要文化財が守れるかどうかが心配であります。飯沼橋は、手前の道路が狭く、大型工事車両が通過するには問題があるかなと思っておりますし、牧ヶ原橋は、文化施設や学校などがあり、余り多くの工事車両が通過はいかがなものかと思いますし、国道の出口が非常に混雑するのではないかと心配であります。天の中川橋は、北林付近で道路が狭くて、大型工事車両が見返りの部分を通過するには問題があり、地元の方々からも早く改良ができないかというふうに聞いております。実質、リニア関係の工事車両が通過しやすいのは渡場橋のみでありますが、そこで、伊那生田飯田線、石神から天の中川橋への間の県道の改良のできていない部分を、トンネル残土を利用しながら、活用しながら、リニア建設工事車両が通過できる路線として改良を県に要望してはどうかと思うわけであります。

建設課長に伺いますと、ながい坂がことしで道路が完了しますので、次は石神から中川橋のところの改良をしていきたいとのことも話も聞いております。

来年度からのこの県道改良、村内でありますが、どのようになっているか伺います。

○建設水道課長　今、ご質問のありました北林集会所付近から葛北橋手前までの県道北林飯島線の未改良区間につきましてでありますが、まず、基本的なことですけれども、県管理の道路、あるいは河川等の改修、あるいは改良につきましては、１カ所だけではなくて全体的に、必要と思われるものについては、毎年、県のほうへ要望を上げているということであります。管轄がありまして、伊那建設事務所であったり飯田建設事務所であったりするわけでありますが、それで、当該区間につきましては、昨年、県の現地調査がありまして、7月 15 日でありましたが、実際に現地へ行ってもらいまして、伊那建設事務所長、あるいは垣内、小林、両県議も同行していただいて、実際に見ていただいておりますし、要望も行っているところであります。

今、お話にもありましたように、県道北林飯島線の改良につきましては、現在、ながい坂工区を施行中でありまして、当初予定より１年早まって今年度中に完成という予定であります。それで、県としては、そこが終わった後ですね、改良計画を立てていくと思われますけれども、村としては、この区間をどういうふうに入れていってもらえるかということになるかなあと思います。

それから、リニア工事に伴う排出残土の運搬車両がここを通るっていうことにつきましては、現段階では、渡場から先、どこへ行くということがはっきりしておりませんので、何とも言えない状況ではあります。

いずれにしろ、村としましては、リニアの関係にかかわらず、引き続き改良の要望を上げていくということには変わりはないということでございます。

○６　番　（柳生　　仁）　大変力強い回答かと思いますが、せっかく、あのリニアの残土が出てくると予測されますので、あの渡場から南へ行くだけでなくて、村内の道路も利用できる中で、北林の部分は、相当、盛り土になるかなあと自分なりに判断をしております。反対側は、ちょっと削るには難しいかなあと思っておりますので、そういった

のを利用した道路改良をしますと促進が図れるかなあと思っているわけですけれども、その点については、あのリニア残土を利用したような、その促進を県とも協議することの考えはありませんか。

○建設水道課長　それにつきましては今後の協議ということになろうかと思いますので、現段階で具体的な話まではお答えできないということでございます。

○６　番　（柳生　仁）　確かに現段階では土がどのくらい出てくるか見当もつかないわけでありますが、ぜひとも前向きに、この有効利用をし、地元の方々も一日も早く道路改良を望んでおりますので、こういったチャンスを生かして有効利用していただければいいかと思っております。

次に牧ヶ原トンネル入り口の交差点における右折レーンの設置ができないかという質問でございますけども、このことも前にも質問いたしておりますけれども、前の以前の商工会との懇談会でも、こういった要望が出ておったかと思います。やっぱり、そうしますと、多くの住民の方々が、この部分を改良を望みたいと思っているように思います。以前にも建設課長の答弁の中に、なかなか、構造上、難しいんじゃないかというような答弁もありましたが、まず設計をしてみるような段階で研究ができないかどうか伺います。

○建設水道課長　先ほどお答えしましたように、県への要望については、各所にわたっておりまして、この箇所についても、ことしの７月 15 日に現地調査ということで見てもらっております。特に、この箇所については、かなり入念にことしは調査をしてもらっております。それで、県のほうでも、村からのそういう要望については理解をしてもらったというふうに私ども認識しておりますけれども、先ほど言ったように、地形的には改良が不可能というところではないということであります。それで、県のほうでは、数多い村からの要望箇所の中で、優先度を高くして、今後、来年度の、具体的には県単の交通安全事業ということになりますけれども、その事業として、県ですね、本庁の建設部のほうへ予算要望を上げてもらっているというふうに聞いております。ただ、要望を上げたとしましても、すぐ予算がつくということにはならないこともありますので、実際に具体的な絵ということは、県のほうで、ある程度、採択になるということになりますので、少し時間がかかるのかなあという気もしております。

いずれにしろ、実際に具体化した段階では、右折レーンを設置するということになりますと、幅員を広げるということとともに車線も変更しなくてはならないということが出てきます。それから、用地の確保とか公安委員会との協議ということも出てまいりますので、いろいろとクリアするべき課題が多いということでありますので、手順を踏みながら、村としても、引き続き、必要度、緊急度の高い箇所として要望をしていくということでございます。

○６　番　（柳生　仁）　前向きに取り組んでいただいているということで大いに期待したいわけでありますが、なかなか、これが、実際は進んでいかないのが現実かと思っております。しかしながら、交通事故が１つあるたびに、非常に何かあったらなあということも思うわけでありますけども、簡単な言い方をしますと、時差式信号機をつけて、

飯田のほうから伊那へ行くほうの車を吐き出してしまうとスムーズに動くかなあと思いますけども、今、改良のほうを検討中っていうことでありますので、ぜひとも、県のほうで一日も早い対応をいただきまして、改良できることを望むわけであります。

それでは、次の高齢者・生活弱者支援について伺ってまいります。

このことも以前にも質問しておりますけど、何回も質問してもっていうことかもしれませんが伺ってまいります。

いよいよ寒い冬が訪れるわけでありますけども、75 歳以上の高齢者や生活弱者にぬくもり支援をということでありますが、近年は冬の寒さが身にしみる傾向にあります。わずかでありますが、暖房費用などの支援が年間所得の低い方々に厳しい冬を乗り越えるためにも少しでも必要と考えます。

近隣の松川町さんでは、ことしは 75 歳以上の世帯に、少しではありますが 5,000 円の商品券をことしは支援をすると聞いております。松川町さんにおきましては、昨年はなかったようでありますが、23 年も 24 年も支援をしているということでありますし、ことしは地方自治法の改正でもって、来年からは、中川村は寒冷地という表現はなくなるようでありますけども、松川町さんは、もともと寒冷地ではなかったわけでありますが、こうして福祉支援をしております。こうして、商工会と連携して商品券を出すと決めたわけでありますが、中川村としてもぬくもり支援ができないかという質問でございます。

以前に村長はベーシックインカムというお話を聞きまして、私もその会合に参加し、お話、聞いて、このベーシックインカムは、１つの集落で所得の少ない方々に一定の金額をお配りし、地域の活性化をしていこうっていうような決めのようでありますけども、一方、日本型のベーシックインカムでは、年金システムとか保険システムとか、そういったものもベーシックインカム的要素があるとの話も聞いております。それで、生活弱者支援も一つのベーシックインカム的要素があるんじゃないかと思いますが、中川村でも高齢者や生活弱者に冬の暖房費の一部として商品券などで商工会と連携して支援ができないかを伺います。よろしくお願いします。

○保健福祉課長　ただいまベーシックインカムというお話もございましたが、前段の高齢者・生活弱者支援という視点でのご質問につきまして、私のほうから、まず回答させていただきます。

結論から申し上げますと、現時点では、直接的な暖房費の支援ということは考えておりませんが、今後、燃料費が再び大きく上昇するような社会情勢の変化等がございました場合には、また、それによって住民の皆様の負担感が非常に増えてきたというような状況になれば、対応は検討しなければならないというふうに考えております。

ご承知のとおり、過去、平成 19、20 の２年度、原油高に対する福祉施策ということで、低所得者の皆さん中心に灯油以外でも利用できる福祉灯油等利用券というものを交付してまいりました。当時の情勢を見ますと、平成 19 年は今くらいだったかと思いますが、平成 20 年は、もう、１ℓ130 円半ばまで非常に上がったという、それも急激な値上がりをしたということがありまして、非常につらかったということがあって、

国も特別交付税等の財政措置をしながら全国で取り組まれたというふうなことだったというふうに記憶をしております。その後、一旦70円台後半くらいまで値下がりをし、その後、じわじわと上昇を続けながらまいりまして、昨年ですかね、一時は、昨年後半からかなり高い数字になりましたが、この冬は多少落ち着いたというような状況かというふうに思っております。そんな中で、高値ながらも安定してきたということから、それなりに、その価格を折り込んだ生活をそれぞれみんなが工夫してされてきたのかなあというふうなことで、だというふうに思っております。

お話にありましたように、温暖化の影響かもしれませんが、気候が非常に極端になっている感じは我々も持っております。これまでと、ちょっと状況が違いますのは、原油高、かつては原油高だったわけですが、今は原油安の円安ということでの価格体系でありまして、加えて、そのデフレ脱却ということもあり、すべての物の値段が上がっている中であります。したがいまして、もし、何かするということになれば、灯油に限らず、生活全般に充てる仕組みということになろうかなというふうに想像はいたしますが、現時点で具体的な考えは持っておりません。

○村　　長　今、お話のとおり、今、多分、午前中は1ℓ121円50なんぼとか、何かそれぐらいだったかと思うんですけども、経済情勢もですね、選挙もあるし、いろんなことがどういうことになるのか、大変いろんなことが、だあっと、こう、天候だけではなくて、経済情勢についても極端なことが起こらないとも限らないという状況ではあるかなというふうに思います。12月議会の補正予算につきましては、今回、通していただきましたけど、次の議会っていうこと、3月になってくると、まあ、そろそろ春になっちゃうのかなというふうなことですが、本当にね、本当に極端なことが起こった場合には何かをしなくてはいけないかもしれないし、そういう場合には、ひょっとすると全協か何かでご説明しながら専決的なことをせないかんような事態が起こらないとも限らないではありますが、ちょっと今の時点で、福祉灯油等商品券とかいうのは、やっぱり、基本的には、ちょっとイレギュラーな、緊急避難的な措置かと思いますので、それが常態化するのも余りよくはないのかなと思いますので、そういう緊急事態になったときには考えなくてはいけないかもしれませんけども、今のところ、現状で、そこまでのことは考えておりません。

それから、ベーシックインカムは、その所得の低い方とか生活に困窮していらっしゃる方に配るというものではなくて、お金持ちにもですね、仕事がする気のない遊び人にも、みんな配ってしまうという、その分、取れるところからはしっかりもらってというふうな、その税法とか、寄附とかをシンプルにしていくというようなことなので、ちょっとこれとは違うかなというふうに思いますし、また、ベーシックインカムをやるためには、それなりの財源のところを税法と一体でやっていかないといけないので、ちょっと、ここでそれを当てはめるのは難しいのかもしれません。

○6　　番　（柳生　　仁）　今、言ったように、直接ベーシックインカムとは関係ないかもしれませんが、弱い方を支援するっていう部分において、金持ちにも配るって言われましたけども、そうした面では大事かなあと思っております。

今のお話ですと、どうも予算の予定もないしとか、ありますけれども、松川町さんでは一般財源から導入しているという話でございます。中川村では、75歳以上の方々は、調べてみますと約800何人ですかね、850人くらいだと思いますけども、松川町さんは世帯に対して配っておられるっていうと、相当、戸数、減ってくるかと思いますけども、5,000円ですと、800人に配りますと、五八、400万円くらいの金額でありまして、特別大きい予算ではないのかなあと思っております。こういったものを今すぐ出すというのは難しい、12月に言うっていうのは無理があるかもしれませんが、新年度、次年度に向けて、常にこういったものを緊張を持って検討していくというようなことも大事じゃないかと、毎年、このこと出てくるんで、まあ、だめよって答えておけばいいっていうような考えじゃなくて、ぜひ、検討課題として予算の中に取り組んでもらえればありがたいと思っておりますけども、そういったことは考えておりませんか、まったく、まあ、そんなのしようがないやって言ってしまいますか、村としてどのようにお考えかお伺いします。

○村　　長　いろいろと、それこそ、もう、極端なことを言えば、生活保護のことも含めてですね、いろいろな仕組みが既にあって、本当に、そういうレギュラー的にするのであれば、そちらのほうをきちんとつくっていくのが筋であって、毎年、そんなに寒くもなくても、年度当初に福祉灯油券的なものをですね、セッティングするというのは、ちょっと違うんではないかなというふうに思います。本当に、これは単費だけの話になってくるし、その全く単費でやる、村だけの事業になってくるわけですから、ほかのこと、いろんな国のことなんかも、制度なんかも考えながら、基本的に、こう、パッチワークみたいに、こう、つぎはぎをして、いろんなものを積み重ねていけばいいっていうじゃなくて、整合性ある形で、その生活に困窮している方については考えるっていうのが本来の筋ではないかなというふうに思います。

○６　　番（柳生　　仁）　結局は、まあ、そういったことはしないよというふうに理解いたしておりますし、余りぬくもりがある姿じゃないなあというふうに解釈いたしておりますけども、近隣を聞いてみますと、そういう問題じゃなくても冬になれば支援するんだということを北のほうでも言っておりました。やっぱり、生活の弱い方々には、少しでも何かぬくもりのある支援があってもいいかなと思いますけども、村ではやらないんだって言うんで、そんな考えかなあと思っております。残念でありますが、また、村長が、前、言っておりましたベーシックインカムなど、非常におもしろいシステムなんで、もし機会があったら中川村版のベーシックインカムを考えられるんじゃないかと思いますけども、あの話は１回あっただけで、あとは続いておりませんけども、中川村版の、村長なりの構想のベーシックインカムは考えられる気はありませんか。

○村　　長　先ほど申し上げましたように、ベーシックインカムは、所得のあるなしを問わず、働いているか働いていないかを問わず、働く意欲があるかないかを問わず、すべての方に、一人、一人一人に、世帯ではなくて、生活、必要、文化的で、文化的な最低限の生活を、健康で文化的な最低限の生活を営むに足る額っていうのを給付し、かつ、それを給付するに足る額を取れるところからしっかりと取っていこうという、その税

法と給付のほうとを一体でないと、だから、最悪なのは、生活するに足りないベーシックインカムというのを渡して、ベーシックインカムがあるんだから、お前さんはこれで生きていけるだろうと、だから、もう年金もなしだ、最低賃金の制度もなしだというふうな形になるのが最悪なんですね、ベーシックインカムで、これによって生存が確保されているから、あとの施策はもうなしだっていうふうにされてしまいかねないのが、ベーシックインカムのちょっと危険なところとしてあるんですけれども、今、だから、そういうしっかりとした税法で金を、そのお金を、しっかりした額を給付できるだけの、しっかりした税のものがないと、ベーシックインカムの名に値するベーシックインカムにはならないで悪用されるベーシックインカムにしかならないというところがございます。ですので、ここでベーシックインカムだ、村だけでっていうふうなことは、ちょっと税法を、村だけ高所得者にがばっと取るみたいなことをやっていくことができるのかどうなのかとかいうふうなことを考えると、ちょっと現実には難しいのではないかなというふうに思います。

○６　番　（柳生　　仁）　そう言われますと、あのときのベーシックインカムのお話は何だったのかなあと、結局、難しかったのかなあと思っております。

それでは、次に認知症の方たちをどう支えていくかっていうことで伺っていくわけです。

何となしにもわっと書いてあったんで申しわけなんですが、私は、ある日、気がつくと、物忘れなど、自分で気がつかないうちに認知症になっているようなお話を伺っております。現在、65 歳以上５人に１人が認知症の可能性があると報道されていますし、中川村でも、65 歳以上、約 1,576 人くらい、ことしの８月ころ調べですかね、いるんですが、そうすると、約 300 人くらいは、そういった認知症の関係のある方がいるんじゃないかと心配しております。

そうした中で、過日、ニュース等で報道された記事で見ますと、認知症の方が電車にはねられて亡くなった記事があり、鉄道会社は家族に損害金を求めて、裁判でも支払命令が出たわけであります。介護者は、日ごろの疲れから、ついうとうとと居眠りをしてしまったとのことでありますが、その時間も 10 分か 15 分ほどでありますけども、この介護、見守りをきちんとしておらなんだっていうことを本当に責められたのかということを思っております。

このようなことが中川村ではないように、中川村では、特に鉄道っていうのはずっと上のほうにあるだけでありますけども、鉄道事故は考えにくいわけでありますが、自動車事故とかいうことはありますけども、こういう事故がありますと、お互いに気まずい思いがあってはならないなと思っております。

これから自分たちにできることは何かを問うわけでありますが、村の包括支援センターでは、認知症サポーター養成講座が開設されまして、多くの女性の方々は参加しておりますが、実は男性の参加が非常に少ないということであります。それでも中川村の認知症サポートにおきましては、センターの責任者は非常に中身が濃いというお話でありましたが、その中で幾つか伺っていきますのでお願いします。

村では、これからの認知症サポートをどのように取り組んでいくかという課題と、今まで認知症サポーター養成講座を受講した方々に、実態と、これから再受講などをどのように検討されているか、また、もっと多くの男性の方々が講座を受けることができるような仕組みは検討できないかということ、また、オレンジリングの効果はどうなっているか、また、活用されているかと、その確認をされているかどうか、そして、今後、認知症を考えていくには、まず、大人の第一歩手前の中学生の方々にも、一度は、こういったサポーター養成講座を受けてもらうこともいいんじゃないかと、こんなふうに思っております。中川村の職員さん方も、このオレンジリングは、きっと全員持っていらっしゃると思います。っていうのは、包括支援センターでは、職員さんは、全員、講習を受けておりますよと言っておられました。村では、この認知症サポートを今後どのように取り組んでいくか、お願いいたします。

○保健福祉課長　それでは、私のほうから認知症の方をどのように支えていくかということのご質問についてお答えをさせていただきます。

冒頭、お話のありました鉄道事故の件は、非常に衝撃、関係者に衝撃を与えまして、何よりも認知症の方を介護されているご家族が非常に心を病んだというか、衝撃を受けた出来事かなあというふうに思います。ご質問の中にありましたように、一生懸命介護をされていて、ほんの一瞬のすきに起きた出来事ということでありました。徘回する症状のある方を家族がひとときたりとも目を離さずに介護するっていうことは、現実的には不可能だと思います。そういう不可能なことですので、この判決自体には批判的な意見もあるところでございます。

現在の、その認知症の数でありますが、全国的には 500 万人とも言われております。85 歳を過ぎますと４人に１人の方は認知症の症状を発症するとも言われております。

65 歳以上の５人に１人が可能性があるというお話でございました。実数について申し上げますと、中川村では、約、今のところ６人弱に１人の方が要介護、要支援の認定を受けているわけですけれども、その診断書を見ていきますと、約半分の方に認知症という診断がついております。もちろん、程度はそれぞれでありまして、それゆえに介護が必要だという方ばかりではないわけですけれども、中川村の高齢者のおよそ 10 人に１人は、可能性ではなくて実際に認知症というような状況だというふうに思われます。このように数多くの認知症の方が社会の中にいらっしゃるわけでありまして、ひとときたりとも目を離すなというようにするためには、隔離しろとでもいうようなことになるわけですが、それはおよそ不可能な話でありまして、また、そういったことをするべきなことではないというふうに思います。当然、家族の力だけで支えていくことは不可能、それから限界があるわけでありますから、社会としてどのように支えていくかということが問題かなあというふうに思います。

認知症サポーター養成講座についてお話を伺いましたが、それ以外にも認知症の方々を地域で支えるツールとしては、成年後見制度ですとか、社協で行っております金銭管理などの日常生活支援事業というものがございます。

中でもお話でありました認知症サポーターというものは、一番取りつきやすいと言

いますか、身近にすぐにやっていただける事業ということでありまして、ことし９月末現在でありますが、延べ 382 人の方に受講をいただいてきたところであります。

サポーター制度というのは資格制度ということではありませんので、何か特別なことが起こる、あるいはできるというものではありませんが、認知症に対する偏見を持たずに認知症というものを理解していただいて、認知症の本人の方やご家族を見守っていただく形だというふうになります。

この講座は、およそ 90 分ほどでありまして、それを受講すれば（現物掲示）こういったオレンジリングというものがいただけるわけなんですけれども、一度、講座を聞いただけでは、なかなか、その具体的な行動に結びつくのは難しいのかなあというふうに思っております。

これまでの講座の経験を踏まえまして、本年度では、講義の後に参加された皆さん同士でどうやって地域の中で支えていったらいいんだろうかというような話し合いを持っていただくようにしてきております。これ、かなり有効な取り組みでありまして、この中で参加された皆さん自身の話も聞きますと、認知症であることを隠さずに暮らせるような地域、そのためには普段の地域や近所のおつき合いが非常に重要だというようなご意見が数多く出てくるところであります。これは福祉というよりも地域づくりの問題かなあというふうに思うところでありますが、オレンジリングを持っているからというよりも、オレンジリングを配るために、このような取り組みを続けていくということが、そういった地域づくりの一助になる活動かなあというふうに思いまして、このあたり、ぜひ、住民の皆様にも積極的にご参加いただければというふうに思います。

ご質問の中で再受講、男性の受講というようなご質問がありました。

ただいま申しましたように、１回の受講では、なかなか行動に結びつけるところまでいきませんので、何度か話を聞いていただくことがいいのかなあというふうに思うわけですが、なかなか、村の、例えば文化センターに出てこいというようなことでは参加をしにくい部分もありますので、できれば、こちらとすれば、各地区の集会所なりに出ていってやるということができればなあというふうに構想しております。本当は、そこまでやろうかなあというプランもあったわけなんですが、地区懇談会もやるような年、いきなりそれを持ち込んでも、なかなか逆に大変な部分もあるなあということで、本年度は村内３地区での開催というふうにしておりますが、来年度以降、お声がかかればどこへでも参りたいというふうに思います。また、各地区というふうな単位でやらせていただければ、男性の皆さんの出席も、時間帯によりますけれども、期待ができるのかなあというふうに思うところであります。

また、認知症に対応する部分で村の施策ということでありますけれども、介護保険制度が改正をされまして、認知症施策が、これまでの任意的な事業から必須の事業というふうに変わってまいります。認知症サポーター養成講座初めとしまして、認知症の皆さんができるだけ地域とかかわっていけるような、例えば認知症カフェと言われるようなものなどができないかなあということを、現在、検討をしています。

保健福祉課の関係は以上でございます。

○教 育 長　ご質問の中に、中学校、中学生においてのことがございましたので、その点についてお話させていただきたいと思います。

中川中学校では、人権教育の年間計画の中で高齢者の理解という題材例も取り上げております。

今年度は２年生のクラスが総合学習で越百園の方々と福祉交流をしてきました。当初、7月に所員の方のお話をビデオで見て事前学習をして、9月と12月に訪問をして、交流体験をさせていただきました。その中では、生徒たちは認知症ということを余り感じなくて、感じずに体験していたのではないかと担任は話しております。９月の交流では、会話がうまくいかなかったというような反省、それから、次回にはどうしたらいいかというような、そういう話し合いの中で、12月には笑顔で話しかけるように、そういう様子が見えたというふうに話をしております。このような体験を重ねることで高齢者の方への理解が深まり、かかわり方をその中で学んできたというふうに感じます。ですので、交流体験そのものが大事であるというふうに考えるところです。

しかしながら、全員の生徒が高齢者との福祉交流を体験できるわけではありません。そうしますと、まず、話を聞いて知識を学ぶということが望まれてくると思いますけれども、実際には、中学校のたくさんのカリキュラムの中で位置づいてくるのかどうか、相談していきたいというふうに思います。

○６　　番　（柳生　　仁）　今、課長が胸にオレンジリングをつけておられましたので非常に安心しました。きっと普段もつけておってくれるわけですね、きょうだけじゃなくて、もしかして、包括支援センターの責任者は、常に自分でつけておって、意識を持つことだと、自分の、それが一番大事かなあと、何がこうだいうより、まず自分が意識を持つことだということでありますし、中川村の職員の皆さん方は、全員が、こうして講習を受けておられますし、また、ちょっと話、変わりますが、青パトも、全員、講習、受けておられます。こういったのは、ぜひとも、職員の皆さん方一人一人がつけてもらって、意識を持ってもらって、役場から、こういった認知症の方々のサポートができるような、こんな意識が大事かと思って、村長、これ（現物掲示）ありますよね？ないですか？受けていない？いや、なんだ。責任者は全員が受けたよっていう話だったんであれですが、ぜひとも、職員の方々には、こうしたオレンジリングを持ってもらって、意識を高めてもらいたいと、こんなふうに思っております。男性のこうした講習を受ける方が少ないんで、ぜひ、男性の方々にも来てもらえるような施策を保健福祉課長のほうで取り組んでもらって、もっともっと多くの方が、お互いを支え合えるような仕組みが必要かと思っております。

そうした中で、問題は、認知症になった方を支えることも大事でありますけども、それ前に認知症になりにくい講座があるようでありますけども、飯島町さんでは、今度、取り組んでいくという話がありましたけど、中川村では、今度、そのなってから支えるんじゃなくて、なる前のサポートをして、なりにくい体制づくりは考えておられませんか。

○保健福祉課長　現在も、包括の事業としまして認知症予防を目的とした体と頭の体操教室と銘打ったものを取り組んでおります。どちらかといえば、お声がけをしてきていただくというようなスタイルでやっておりますので、幅広くどなたでもというふうに裾野が広がっていない部分は反省をするところでありますけれども、そういった機会は機会として持たせていただいております。

また、認知症予防は、認知症がもはや国民的課題というふうになっておりますので、特に来年度以降の介護保険事業計画の中では重要な柱になってくるかなあというふうに思います。現時点では、運動は非常に有効な方法と言われておりまして、認知症予防と銘打つ、打たないにかかわらず、そういった活動は重要な予防策になるなあというふうに思います。

もう一つは、食生活の面でも、医学的にだんだん研究が進んできまして、特定の物質が脳にたまると起きやすい、発症しやすくなるというふうなことも言われておりまして、そちらのほうからも、医学的アプローチも徐々に保健センターを中心にやってまいりたいというふうに考えております。

○６　番（柳生　仁）　ぜひとも、なってからサポートよりか、ならないほうがいいに決まっているんで、村の方々全員が認知症にならないような、本当に、今も健康体操教室もしてくれておりますし、ああいったことも一つに認知症サポートになっているかと思いますが、いろんなものがあるようであります。福祉施設では、マージャンをすることによってそういったのを抑えているっていうようなことが聞いておりまして、かけごとでなくて、やっぱり手を使ってマージャンをすることによって機能を発揮してやっているんだなんていう、自分の知り合いも施設へ行っておりまして「いや、今、マージャンしているぞ。」なんていう話がありましたんで、ぜひ、いろんな施策でもって認知症になりにくい体をつくってもらえるような施策をお願いしたいわけであります。

次に、それでは３問目の高齢者に食事アドバイスをされているかっていうことを伺うわけでありますけども、老老家庭からひとり暮らしの高齢者家庭があるわけでありますが、この方が、ちょっと伺ったところ、ついつい簡単な御飯を食べてしまうと、お腹が膨れれば、その場で満足をする――満足というか、表現は悪いんですが、簡単な御飯にしてしまうというお話がありました。そうした中で、前段もありました食事のバランスが、ときとして認知症を呼ぶんじゃないかっていうような、今、お話もありましたけれども、簡単で栄養が取れるという表現はまずいんですけども、こうした方々の食事指導というか、アドバイスというか、そんなものはされているかどうか伺います。

○保健福祉課長　高齢者、ひとり暮らし２人暮らし含めて、高齢者のみの世帯に対しての食事のアドバイスということのご質問でございます。

高齢者だけの世帯に限定した形ということではありませんけれども、後期高齢者の健診の結果や毎年 65 歳以上の方全員にお送りしております基本チェックリストというものに基づいて、必要な方には栄養指導を行ったり、あるいはいきいきサロンを活

用した調理実習を行ってきております。健康診査の結果については、一部の集会所にお集まりいただくか、お集まりいただけない場合には訪問をするという形で行っておりまして、その折のお話をいろいろお聞きする中から、ちょっと栄養面でという場合には個別に対応しているということでございました。

基本チェックリストというのは、毎年65歳以上の方全員にお送りをしておりまして、回収できない場合には訪問して回収ということを行っております。チェックリスト自体は25問ほどの簡単なものなんですけれども、中には栄養や口腔機能の心配が疑われる方を洗い出すことも可能になっております。こちらのリストを使いまして、栄養や口腔機能に問題があるとか心配がされる方については、昨年度は保健センターにおいでいただく格好で専門職からお話をさせてきていただいております。

調理実習の関係につきましては、村に食生活改善推進協議会、通称、食改と称しますけれども、この皆さんの事業として、高齢者だけの世帯や引きこもりがちな方の調理実習という目的で、24年度からいきいきサロンに出向いて行うという形で行っております。年２回の開催で、24～25名の参加がそれぞれあったということでありました。

いずれも栄養面における高齢者支援というふうに考えますと、これで十分とは言えませんが、現時点でできることはできているのかなあというふうに考えております。

高齢者のひとり暮らし２人暮らしの方であっても、ご自分で調理をされる場合には、栄養的に見ますと、若い世代よりもバランスがとれた食事をされている場合が多々あるように現場からは聞いております。

また、若い世代と同居されているような方であっても、現在のような食生活っていうか食環境にあっては、栄養過多になるということもあり得まして、必ずしも高齢者にとってみた場合にバランスがよいかどうかと、ちょっと考える部分もあるということでありまして、なかなか難しい課題かなあというふうに思っております。

○６　番　（柳生　仁）　いきいきサロンの話も出たわけでありますが、これ、全地区的にやっておるわけじゃなくて、やっている集落と、やっていない集落もありますけども、まずは、ひとり暮らしで一定の年齢の方々のご家庭には、お尋ねして、何かそういった食事のことで困っておらんかなとか、そんな声がけはされておりますかどうか伺います。

○保健福祉課長　ひとり暮らしの方への訪問体制につきましては、ひとり暮らし２人暮らしに限ったことで言いますと、直接的にお伺いしていただいているのは民生委員さんというふうになっております。その中では、必ずしも食の専門家というわけではありませんので、一般的なお話として御飯は食べられているかというようなお話をしていただいているというふうに思っておりますが、場合によっては、そういうふうな話になっていないのかなあということもあります。

ただ、高齢者だけの世帯で、特にひとり暮らしの方については、食生活に限らず、いろんなことに気をかけていかなければならないわけでありまして、理想的には、専門職が、直接、お目にかかって、食生活を初め網羅的にいろんなことをチェックしてくるというのができれば理想かなあというふうには思うところでありますが、そこま

での体制整備は簡単ではありませんし、仮に全員を訪問したとしても、相手方に受け入れていただかないことには本当のところを見たり聞いたりするのができないわけでありまして、さらに難しい仕事にはなってきます。これは認知症の方のお話とも共通する部分なんでしょうけれども、さまざまな立場の方がかかわっていただいて、多くの目で見ていただくというか、多くの耳で聞いてくるといいますか、そういったことが一番現実的で効果がある方法かなあというふうに思いまして、そういった点、地元の皆さんを含めてのネットワークといいますか、情報共有ができるようなことを何とか実現していければというふうに思います。

○６　　番　（柳生　　仁）　言われると思いますけど、ある高齢者の方々は、いろんな集まりに出てくれって声がけされるけれども、なかなか自分は行きにくいんだというお話もありましたので、ぜひとも、これからの施策として、そういった、まずは、ひとり暮らしの方々においては、確かに民生委員さんがよく回ってくれているということであります。そのことは承知しておりますけども、食事の指導につきましては、なかなか民生委員さんのほうでできるわけではないかもしれません。ぜひとも、そういった点について、ちょっと小まめに洗い出しをして、そういったご意見を伺って、そして食事のアドバイスをし、認知症になったり、病気にならない体づくりしてあげることが、また、ある面では、介護の面でもって余分なお金が出ていかない村づくりになるかなと思っております。健康長寿の村づくり、長野県は長寿でありますけども、健康長寿では大分ランクが低いわけでありますけども、ぜひとも、全村民が健康長寿で楽しい生涯を送れるような施策をしっかりやっていただきまして、私の質問を終わります。

○議　　長　これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

［午後３時４４分　散会］